

# 第5部

## 憲法と平和をめぐる現状と課題

(憲法施行73年目における立憲主義の危機と憲法改正の動き)

## 第1 憲法をめぐる近年の政治情勢

憲法を取り巻く政治情勢は、次第に深刻な段階を迎えている。

2014（平成26）年7月、安倍政権は、1972（昭和47）年に田中内閣において確立されて以来、歴代内閣において継承されてきた政府解釈（自衛隊の実力行使と憲法9条の整合性に関する「旧三要件」）を変更し、集団的自衛権の一部行使等を合憲として容認する解釈（「新三要件」）を閣議決定した。

翌2015（平成27）年9月、政府及び与党は、大半の学者の違憲論と全国の単位弁護士会の反対を押し切り、国民世論にも強い慎重論がある中で、法案制定手続に多くの問題を残して「安全保障関連法」の成立を強行した。

2016（平成28）年7月には参議院議員選挙が実施されたが、憲法問題が争点とされないまま、衆参両院において与党が3分の2以上の議席数を占める結果となった。

翌2017（平成29）年5月3日、憲法施行70年目の憲法記念日には安倍総理が自由民主党総裁として「憲法9条1項・2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という憲法改正構想を表明し、これを受けて同年7月には自由民主党憲法改正推進本部で後述する自衛隊加憲条文案が提示された。

同年9月末には衆議院が解散され、与党である自由民主党は、この選挙において同自衛隊加憲のみならず、「国家緊急権の創設」や「高等教育の無償化」等の憲法改正を選挙公約として、自由民主党及び憲法改正に積極的な政党が多数を占める結果となった。

その後2018（平成30）年3月の党大会で、憲法に自衛隊を明文化する条項、教育環境の整備等に関する条項、災害時の緊急事態条項の新設、参議院合区の解消に関する条項を取りまとめて（4項目のたたき台素案）、憲法改正を目指すことが確認された。

しかし、2019（令和元）年7月の参議院通常選挙において、与党は、非改選議席と合わせて、参議院における議席総数が3分の2を割ることとなり、一旦改憲の議論は速度を落としたかにみえたが、安倍自由民主党総裁は、なおも憲法改正を最優先課題とする姿勢を崩さなかった。

この姿勢は、2020（令和2）年9月の安倍総理の辞任

のあとを引き継いだ菅内閣も基本的には変わらないものと考えられる。

憲法をめぐる問題としては、すでに2013（平成25）年に強行採決によって成立している特定秘密保護法や、ヘイトスピーチ問題、国政選挙における一票の格差などの問題が山積しているが、2017（平成29）年にはさらに内心の自由の侵害が懸念される共謀罪法（「テロ等準備罪法」と称されている）も成立しており、憲法軽視の流れが止まらないといえよう。

さらに、2020（令和2）年3月には、検事総長退任に伴う次期の検事総長について、検察庁法の解釈に反する人事案を強行しようとした。これに対しては、法の支配、権力分立に反するという多数の学者の反対意見を表明し、多くの国民がツイッター上で反対し、さらに検察官OBの格調高い反対意見書が出され、わが弁護士会も日弁連はもとより、全国52単位会が全て反対の会長声明を出すという、安保法制以来の事態となった。

そして2020（令和2）年9月には、菅総理が日本学術会議の会員の半数刷新において、6名の推薦者を任命しないこととしたため、多くの学者の反対声明が発せられるという事態が生じた。この問題は、学術会議法の推薦・任命に関する規定に反するだけでなく、同会議の設立の趣旨に照らせば、学問の自由に対する重大な影響を及ぼすものであって、本稿作成の時点で、学者だけでなく、日弁連はもとより、全国の単位会が次々とこれに反対する声明・意見書を発出している。安倍内閣における裁判官人事、検察官人事への介入は、法の支配・権力分離という憲法の基本原理との関係で緊張をはらむものであったが、これを引き継ぐ菅内閣において、政府の意向による官僚への強い人事統制の宣言、さらに今般の日本学術界問題における学問領域への介入に進んでいる。このような内閣の権力行使のあり方は、権力バランスをゆがめるだけでなく、憲法上の人権保障や基本原理が政治権力の暴走を阻止するためにあることに照らしても、立憲主義を揺るがすおそれのある警戒すべき憲法問題であるというべきであろう。

恒久平和主義との関係では、沖縄の基地問題、特に辺野古新基地をめぐる問題などは、常に国民全体の問

題として、引き続き取り組むべき課題である。しかし、2020（令和2）年12月には、それまで配備を検討されていた「陸上イージス」と呼ばれていたミサイル防衛システムのイージスアショアの配備が、突然中止され、その代替装備として、新たにイージス艦2隻を追加配備することとなった。同時に、より確実なミサイル防衛を達成するにはまさにミサイル攻撃が実行されようとしている時点で策源地を攻撃してミサイル発射を阻止すること、すなわち敵基地攻撃能力の獲得が必要ではないかという議論が自民党防衛族から発せられた。そして、2021（令和3）年10月31日の総選挙後、敵基地攻撃能力に関する議論がなされている中での選挙で自民党がほとんど議席を減らさないで単独過半数を確

保したことから、岸防衛大臣が、国民の理解が進んでいるとして、保有に関する検討を進めるとの意向を表明している。この能力の保持が、戦力ではないのか、武力行使ではないのか、「専守防衛」の限度を超えていないのかなど、根本的な問題をはらんでおり、極めて重大な局面を迎えている。

今、憲法はその基本原理のレベルで確実に蝕まれつつある。

我々は、なおも予断を許さない憲法改正の動きに注視しつつ、憲法とそれを支える価値の重要性について、いかに考え、いかに取り組むかが、まさに正面から問われている。

## 第2 憲法問題に対する弁護士及び弁護士会の基本的立場

憲法に関する各問題は、個々の弁護士の思想信条にも関わるものであり、また政党間で争われるケースも多いことから、「強制加入団体である弁護士会で、思想信条的に意見の分かれる問題について方針を決めるべきではない。」「政治的な問題について弁護士会は中立であるべきで、意見を言うべきではない。」という意見もある。特に、「安全保障と憲法」の問題に関しては、「高度の政治性を有する」との理由で、弁護士会のみならず任意団体である法友会が特定の意見を表明すること自体にも消極的な意見がある。

しかしながら、弁護士法1条は、弁護士の使命を「基本的人権の擁護と社会正義の実現」と定め（1項）、その使命に基づいて「法律制度の改善に努力」する義務を弁護士に課している（2項）。そして、その個々の弁護士の使命の達成を図るため、弁護士会が、基本的人権の擁護及び社会正義の実現の見地から、法律制度の改善等について会としての意見を明らかにし、それに沿った活動をすることも、弁護士会の目的の範囲内である（同法31条1項、なお同法45条2項、最判平成10年3月13日自由と正義49巻5号〔1998年〕210-213頁等参照）。

ここでいう「基本的人権の擁護」とは、人権を侵害するおそれのある「権力」からの擁護のはずで、その意味で、私たち弁護士及び弁護士会は、常に「権力に対峙」してその言動をチェックする使命があり、そのために我々には弁護士自治が認められているのである。

「安全保障と憲法」の問題においても、その使命は同様であり、特に最高規範であり立憲主義の砦である憲法の改正問題には、常にそれが恒久平和と人権尊重という憲法の基本理念を危険に晒さないか、猜疑心を持ってチェックし、問題点があればそれを指摘して国民に問題提起し、問題点が是正されなければ是正を要求することこそ、我々弁護士及び弁護士会の本来の使命というべきである。

それなのに、政治家の間で意見が対立し弁護士の中でも意見が割れるからといって、それを「政治問題」と呼び「政治的中立性」という言葉で「弁護士会は意見を言うべきではない。」ということになれば、憲法改正問題について弁護士会の本来の使命をおよそ果たすことは困難になってしまう。本来、弁護士会にとつての「政治的中立性」とは、対峙する権力がどのような政治勢力であろうと（どのような政党が政治権力を握るかにかかわらず）、常に猜疑心を持ってチェックするという態度を変えない、政治権力に対して決して媚びず恐れぬ、ということのはずである。

無論、個々の会員弁護士にはそれぞれの思想・信条の自由があり、支持政党もあるかも知れない。そして、強制加入団体である弁護士会においては、個々の会員に対して会が一定の結論や方向性に従った言動をすることまでを強制することは、当然できない。それは、任意団体である法友会においても、同様であろう。

しかし、会員間の意見が分かれた時に、民主的手続をもって弁護士会の意思を決めること自体は、弁護士会という単位での問題意識の提起であって、何ら個々の会員に思想信条を強制するわけではなく、弁護士及

び弁護士会の本来の使命を果たしていくためには当然認められるべきであり、それは「憲法改正問題」においても同様である。

### 第3 安全保障関連法に関する問題

#### 1 安全保障をめぐる今日までの憲法解釈の経緯

##### (1) 自衛隊の誕生から冷戦時代(個別的自衛権の容認)

我が国は、1950(昭和25)年の朝鮮動乱の際に、駐留米軍の参戦により手薄になった我が国の安全保障を補うという趣旨で警察予備隊が設立され、それが1952(昭和27)年の保安隊を経て、1954(昭和29)年に自衛隊として実力組織を維持するに至った。

このような組織を持つこと自体が、徹底した恒久平和主義のもと戦争放棄・武力行使禁止・戦力不保持を規定する憲法9条に反するのではないかという批判もあるが、国民の多数は、災害救助における自衛隊の貢献などを評価して、自衛隊が違憲の存在であるとは考えていない。

ただし、政府も、(個別的)自衛権は認められるとしつつも、その発動としての武力行使には制約があるとの立場から、1972(昭和47)年の田中内閣の答弁において、「憲法は第9条において戦争を放棄し戦力の保持を禁止しているが、他方で、前文において平和的生存権を確認し、第13条において生命・自由及び幸福追求に対する権利が国政上で最大限尊重すべきことと定められており、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置(個別的自衛権)は認められる。」との見解を示し、具体的な発動要件【旧三要件】について、

「①わが国に対する急迫不正の侵害すなわち武力攻撃が発生したこと、

②これを排除するために他の適当な手段がないこと、

③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、

という全ての要件が必要である」としたうえで、「集団的自衛権の行使は憲法9条に反し認められない」として、前文や9条との整合性が配慮されており、この解釈についても歴代内閣は40年以上にわたり維持し続けてきた。

##### (2) 冷戦終結後の政策の転換と米国との協調

###### ア 湾岸戦争を契機とする自衛隊海外派遣

冷戦終結の翌年である1990(平成2)年、イラクによるクウェート侵攻(湾岸戦争)が発生した。その際、我が国は、これまでの政府見解を維持する立場から、自衛隊の海外での活動は、「専守防衛」ではないからできないとし、代わりに130億ドルを超える資金提供で貢献することとした。ところが、そのほとんど全てがアメリカ軍の戦費として使用されたためか(但し、当時は提供資金の用途は周知されていなかった)、イラク撃退の後、クウェート政府の感謝対象国の中に我が国の名前は含まれていなかった。そのため、「金銭的貢献では足りない、人的貢献が必要だ」という内外の強い圧力を受けることとなった。

これを受けて政府は、翌1991(平成3)年、自衛隊に初めての海外活動としてペルシャ湾での機雷掃海活動にあたらせ、1992(平成4)年、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(通称PKO法)を制定し、我が国の自衛隊がPKO(第2次国連カンボジア停戦監視団)に参加する形で海外に派遣された。

これ以降自衛隊の海外派遣が常態化し、2006(平成9)年の自衛隊法改正により、自衛隊の海外活動が本来的任務に格上げされた。

###### イ ガイドライン改定による「周辺事態」防衛(自衛隊の活動範囲の拡大へ)

そして、このような状況のもとで、1997(平成9)年「日米防衛協力の指針(1978〔昭和53〕年ガイドラインの改訂)」が策定された。これにより、防衛施策が「旧ソ連の侵攻」を想定したものから「朝鮮半島有事」を想定した自衛隊と米軍の「周辺事態」の協働態勢に変化し、自衛隊の活動のあり方の重要な変化となった。

また、この合意を国内法化する立法措置として、1999(平成11)年に「周辺事態法」など、いわゆる新

ガイドライン関連法が成立し施行され、その後も、次々と自衛隊の海外派遣、米軍との協働関係を定める法制が整備された。

#### ウ さらに自衛隊の活動範囲の拡大（「グローバル」な海外派遣）

さらに、2005（平成17）年10月に発表された日米合意文書「日米同盟：未来のための変革と再編」により、米軍と自衛隊の一体化の実現、「周辺事態」の拡大、実質的に全世界規模（グローバル）の日米両国の協働態勢が想定された。この合意は、日米同盟の強化のためには集団的自衛権の行使を必要とするとの認識を含むものであった。そのような中で、2006（平成18）年12月に、防衛庁を防衛省に格上げする防衛省設置法が公布された。

#### エ さらに要請と歯止め

このように、米国による日米同盟のグローバル化の要請のもとで、集団的自衛権行使の容認が繰り返し求められてきたが、それでもなお歴代政権は、1972（昭和47）年の田中内閣の政府答弁の枠組みを維持し、「集団的自衛権を行使することは、憲法上許されない」との解釈を堅持した。

### (3) 歯止めの突破と安全保障関連法の成立

ところが、2012（平成24）年、第二次安倍政権が誕生するや、このような制約は一気に取り払われ、安全保障をめぐる政府の姿勢は劇的に転換した。

#### ア 歯止め突破への布石

まず、2013（平成25）年10月の日米のいわゆる「2プラス2」（日米安全保障協議委員会）の共同声明において、日米同盟の戦略的な構想を取りまとめ、とりわけ我が国の安全保障政策に関する問題について、大幅な見直しを確認された。これらは、CSIS（戦略国際問題研究所）のいわゆる「アーミテージ報告書（アーミテージ・ナイレポート）」の内容とも重なりあうものである。

#### イ 官邸主導の組織整備

その後、我が国ではこれらに歩調を合わせて、まず2013（平成25）年暮れに国家安全保障会議設置法が改正され、国家安全保障会議の中に新たに外交・防衛・安全保障に関する基本方針と重要事項を審議する「4大臣会合」が司令塔として設置され、（アメリカのNSCを模して「日本版NSC」と呼ばれている）また内閣官房に50名規模の「国家安全保障局」を設置し、

各省庁の情報を集中させることとした。これは、「平時から有事までの重要な外交・軍事の政策」を官邸主導で決定しようとするものであるが、保障局内の班には、十数名の制服自衛官も加わることとなった。

さらに、2015（平成27）年3月には、文民統制を制度的に支えていた「文官統制」（背広組（防衛省官僚）による制服組（自衛官）の統制）が閣議決定により廃止され、両者が防衛大臣のもとで、同格として位置づけられることとなった。

#### ウ 防衛関連分野の情報秘匿へ

同じく2013（平成25）年の暮れに、特定秘密保護法も自民党と公明党の強行採決により成立した（詳細は別項）。

この法律は、保護対象である特定秘密の概念が極めてあいまいであり、メディアの取材の自由の制限の恐れとも相まって、国家の重要な政策決定の基礎となる情報が隠蔽される恐れ（「知る権利」の侵害）があり、特に安全保障関連情報が秘密指定されることによって、国民だけでなく、その代表者である国会議員でさえ、これらの情報を十分に知りえない事態が生ずることとなり、安保関連法や国家緊急権との関係で、実力行使の要件の充足に関する判断に重大な支障をきたすこととなる。すなわち、極めて重要なこの分野における民主的コントロールが機能不全に陥ることを意味するものである（ほかにもこの法律には多くの問題があることは、別項のとおり）。

#### エ 疑義のある諮問

また、2014（平成26）年5月13日に、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が、我が国を取り巻く安全保障環境が変化したこと、憲法の文理上集団的自衛権の行使が制限されることを示す文言がないこと等を理由の骨子として、憲法解釈上集団的自衛権の行使は認められるとする報告書を安倍首相に提出した。

しかし、この組織は、単なる首相の私的諮問機関でしかなく、しかもその構成員全員が集団的自衛権行使を容認するメンバーであったこと、憲法学の専門家が一人もいなかったことに照らしても、偏向のない公正な諮問機関とは程遠く、「結論ありき」の諮問と報告書でしかないといわざるを得ない。

#### オ 意図的な内閣法制局長官人事

他方、安倍政権は内閣法制局長官人事についても、

集团的自衛権行使容認論者である外務省出身者を長官に任命するという人事を実行した。新長官はその就任会見において、約40年にわたって維持されてきた「集团的自衛権の行使はできない」という内閣法制局の憲法解釈の見直しを示唆し、新聞報道によると、実質的には、わずか1日の検討で解釈変更が行われたとされている。

#### カ 歯止めの突破（解釈改憲・安保関連法の成立）

そして、2014（平成26）年7月1日、安倍内閣はついに、国民の間に強い反対や懸念の声が数多くあるにもかかわらず、歴代内閣の「憲法第9条の下で許容される『自衛の措置』の要件」【旧三要件】を変更し、【新三要件】のもとで、集团的自衛権の行使を容認する旨の閣議決定を行った（いわゆる「解釈改憲」）。

さらに、2015（平成27）年5月、安倍内閣は、前記の閣議決定を受けて、集团的自衛権の一部容認や自衛隊の活動の時的・地域的制限を解除したうえで、活動内容を大幅に拡大したいわゆる「安全保障関連法」案を国会に提出し、参議院特別委員会での強行採決を経て、2015（平成27）年9月19日未明に成立させたのである。

## 2 安全保障関連法の要旨と憲法上の問題点

### (1) 安保関連法の要旨

前述のとおり、安倍内閣は、2015（平成27）年5月、「我が国を取り巻く安全保障環境の変化」を理由に法改正の必要性を訴え、「我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備」の名の下で、10本の法律の改正と1本の新法からなる「安保関連法案」を国会に提出した。その要旨は以下の通りである。

#### ア 集团的自衛権行使の一部容認（存立危機事態）

武力出動について、「存立危機事態」の名の下で、「①わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使することは許容される。」という自衛隊法の改正による【新三要件】のもとで、集团的自衛権行使を一部容認した。

#### イ 海外での後方支援（兵站）

重要影響事態、国際平和共同対処事態の名の下で、

いわゆる「周辺事態法」の改正「重要影響事態法」と「国際平和支援法」の新設により、米軍や他国軍の支援地域を我が国周辺から「地球規模」に拡大した。

#### ウ PKO活動の拡大（武器使用）

国際平和維持活動の名目でPKO協力を改正し、PKOにあたらぬ活動も認め、さらに駆け付け警護を認め、任務遂行のための現場の判断での武器使用を認めた。

#### エ いわゆる米艦防護等

ほかに、自衛隊法の改正により、米艦等の武器防護ができることや船舶検査活動の拡大、米軍以外の他国軍も港湾・飛行場等の使用ができることとするなどの改正がなされている。

### (2) 安保関連法の憲法上の問題点

#### ア 立憲主義違反

前述したように、従前の政府の憲法解釈は、憲法前文や9条の趣旨から憲法が自衛の措置を無制限に認めているとは解されないことを踏まえた上で、①武力攻撃の発生、②補充性（他に適当な手段がないこと）、③必要最小限度性という3つの要件【旧三要件】を全て満たした場合に、例外的に実力行使（個別的自衛権発動）が可能であるとしたうえで、「集团的自衛権の行使は憲法上認められない」と明言し（1972〔昭和47〕年の田中内閣）、歴代内閣は、この立場を40年以上にわたり堅持してきた。

ところが、安保関連法においては、【旧三要件】の大前提ともいうべき第一要件が大きく変更され、「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には他の二要件を充足するなら武力行使を認めるものとして、集团的自衛権行使を一部容認する劇的転換が図られている（いわゆる【新三要件】による存立危機事態）。

そもそも、【旧三要件】は、「武力行使を禁じた9条の例外」としての「個別的自衛権」の行使が認められるための厳格な要件として、極めて厳しい限定を課したものである。しかし、今回の【新三要件】は、この文言の形式を利用しつつ、9条の武力行使禁止の例外をこれまでの「専守防衛」を超えた新たな場面に大きく広げるものであり、歴代政権が遵守してきた9条解釈の限界を明らかに超えるものであるといわざるをえ

ない。

そもそも、違憲の法律を成立させるということは、憲法に違反する法律によって憲法を事実上改変するに等しい。そして、国家の三権のうちの二権である内閣や国会が憲法規範の侵害に積極的に関与したということは、憲法を支える根本理念である立憲主義を蔑にするものといわざるをえない。

我々は、憲法の基本理念（基本的人権尊重、国民主権、恒久平和主義）を守る立場から、立憲主義や憲法の重大な危機において、原点に立ち帰って毅然と対応し、直ちに憲法違反の法律を廃止するよう求めるものである。

#### イ 個別の問題点

安保関連法が憲法に違反する問題点としては、主に以下の点があげられる。

##### ア 「存立危機事態」のあいまいな要件の判断権が首相に委ねられていること

集団的自衛権行使の「存立危機事態」の判断の基準である「わが国と密接な関係にある他国」「わが国の存立が脅かされ」「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」等の要件自体が極めてあいまいであり、またこれらの要件を満たしているかどうかの判断権者についても、政府は「最終的には総理大臣が自らの責任のもとで総合的に判断して決める」と説明しており、これでは例外を認める基準としてはあまりにも不明確・無限定であり、また、内閣総理大臣に絶大な権限が集中することになりかねない。

その結果、憲法9条が厳格に武力行使を禁じているにもかかわらず、その例外がなし崩し的に広く認められる恐れがあり、この意味においても、この規定は同条の趣旨に反し、違憲である。

##### イ 後方支援の活動範囲が無限定であり活動自体も武力行使と一体的

また、「重要影響事態」や「国際平和共同対処事態」における海外での他国軍隊に対する後方支援についても、時的・地理的制限の撤廃により常時・グローバルな活動が認められ、しかも「現に戦闘が行われていない地域」（周辺事態法における「現に戦闘行為が行われておらず、活動期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」から拡大）という形で、より危険な地域における活動が認められた点で、紛争

への巻き込まれる危険性が高い。

また、他国軍隊への後方支援の活動内容として、弾薬も含む物資の輸送・提供や発進準備中の戦闘機への給油も可とされている点からすれば、もはや純然たる「兵站」活動であり、紛争相手国から見れば戦闘活動の一環でしかなく、それらの行為はもはや「武力行使と一体化」するものと評価せざるをえない。したがって、これらの行為は実質的に武力行使に当たり、憲法9条に反するものである。

##### ウ PKO活動任務の拡大と紛争当事者化

さらに、PKO協力法改正により駆け付け警護等を認めた点は、本来PKO活動にあたらぬ武器使用を含む活動を自衛隊の任務とした上で、現場の判断で、他国のPKO活動等に携わる人員を第三者の攻撃から武器を使用して守るというものであり、自己を守るための武器使用を超えるものとなっている点、及び少なくとも現地の争いに積極的にかかわることとなり、相手方や規模によっては、双方の実力行使が単なる軽微なものにとどまらず、紛争に発展する危険性がないとはいえない。これらの点において、やはり9条の趣旨に反するものといわざるをえず、認めることは困難である。

なお、2016（平成28）年11月には、南スーダンPKOに駆け付け警護等の任務が課せられた自衛隊が派遣された。そもそも、南スーダンは停戦合意が破られており、首都ジュバ及びその周辺は、紛争地域であるといわれているため、PKO5原則を満たさない疑いが強い。そうであるなら、新たな任務を帯びて派遣することが許されないというより、そもそも自衛隊を現地から撤退させるべきであった。その後、政府は、翌2017（平成29）年5月には自衛隊を南スーダンから完全撤退させるに至った。このことから、そもそも「駆け付け警護」任務下での派遣という既成事実をつくるためでしかなく、2016（平成28）年7月の首都ジュバでの「戦闘状態」の際に、すでに派遣の前提が失われていたというべきではなかろうか（このことは、いわゆる日報隠し事件で明らかとなった。すなわち、2017〔平成29〕年に、それまで残っていないとされた、自衛隊の「南スーダンPKO日報」が残っていたことが判明し、そこに、生々しい戦闘の記載があったことが2018〔平成30〕年に明らかにされたのである）。

## エ 武器防護任務の紛争当事者化の危険性

その他の活動のうち、特に米艦等の防護は、国会の承認を必要としない現場の判断でできるものとされているが、防護が必要な状況であるということは、常に攻撃の危険性にさらされているということであり、そのような米艦を防護するための活動は、必然的に実力行使を伴うはずであるから、戦闘状態に巻き込まれることが確実であり、実質的に集団的自衛権の行使を別の形で認めたに等しいものである。

なお、米艦防護義務についても、すでに、太平洋上で高知県沖までの防護出動、日本海での防護出動などの実施例があり、既成事実化が進んでいるといわざるをえない。

## オ 違憲の法律の相互作用の問題

以上のような憲法上の問題がある安保関連法であるが、他の違憲の法律である「特定秘密保護法」が、安全保障関連情報を秘密指定しているため、安保関連法による自衛隊の出動に関して、その要件の充足について適切な判断ができない恐れがあることに注意しなければならない。

すなわち、この法律のために、国民のみならず国会も、これらの要件の判断に必要な基礎的情報が十分に得られないこととなり、行政権に対する民主的な統制が機能不全に陥っているのである。このように、違憲の法律や制度が相互に絡み合うことによって、相乗的に立憲主義の脆弱化が進み、権力の濫用の危険性を高めているのであり、我々は、南スーダンPKO日報隠蔽における民主的統制不全問題なども踏まえて、このような深刻な現状を認識しなければならない。

### (3) 安保関連法の初適用

政府は、2019（平成31）年4月2日の閣議で、エジプト・シナイ半島でイスラエル、エジプト両国軍の停戦を監視する多国籍軍・監視団（MFO）の司令部要員として、自衛官2名を派遣する実施計画を決定しており、これは安保関連法に基づく新たな任務である国際連携平和活動に関するものである。このたび、安保関連法が初めて適用されたことになるが、違憲の疑いの強い同法を現に適用したことも憲法9条、立憲主義等の観点から問題であり、このような実績作りは許されるものではない。

## 3 弁護士会の意見

### (1) 解釈改憲（2014〔平成26〕年7月1日閣議決定）

#### までの弁護士会の対応

以上述べてきたとおり、我が国は、湾岸戦争以降第二次安倍内閣に至るまで次第に法制度やこれに伴う自衛隊の海外出動に関する制限を緩和してきたものであるが、このような流れの中で、日弁連、各単位弁護士会は、その都度、憲法の基本原理である基本的人権尊重主義、国民主権、平和主義の原則に立脚してこれらに抵触する疑いが強いものであるとして、あるいは廃案を求め、あるいは慎重な審議を求めてきた。

ア まず、1999（平成14）年の周辺事態法から有事関連立法などへの動きについては、地理的限定の撤廃や他国軍への支援活動は武力行使と一体の活動となること等を指摘し、また「周辺事態」や「武力攻撃事態」・「武力攻撃予測事態」という曖昧な概念の下に首相の権限が強化される危険性などを指摘した。

イ 次に、テロ対策特措法、イラク特措法に基づく自衛隊の海外派遣のときは、日弁連は、自衛隊の派遣先がイラク特措法の禁じる「戦闘地域」であることも指摘し、繰り返しイラクからの撤退を求めてきた。また、有事法制関連7法案・3条約に対しては、日弁連は、2004（平成16）年6月14日、平時においても有事法制の名の下に憲法が保障する人権が規制され、国民主権がないがしろにされないよう、憲法の視点から今後も引き続き厳しく検証していく決意である旨の会長声明を発表している（なお、2008〔平成20〕年4月17日の名古屋高裁判決は、航空自衛隊機が、多国籍軍を首都バグダッドに輸送した事実を認定し、「憲法9条1項に違反する活動〔武力行使一体化〕との評価を受けざるを得ない」旨認定している）。

ウ さらに、海上自衛隊のソマリア沖への派遣について、日弁連は「自衛隊のソマリア沖への派遣に反対する会長声明」を出し（2009〔平成21〕年3月4日付）、加えて、海賊対処法及びこれに基づく自衛隊の海外派遣についても、日弁連は2009（平成21）年5月7日、東弁は同年6月18日、同法の制定に反対する旨の会長声明を出している。

エ 近時の国家安全保障会議（日本版NSC）設置法の改正についても、東弁は2013（平成25）年11月7日、反対する旨の会長声明を出している。そして、集団的自衛権行使容認に向けて準備された国家安全保障基本

法案について、東弁は、2013（平成25）年9月18日国会提出に強く反対する旨の会長声明を出しており、日弁連も、2013（平成25）年3月14日に、すでに「集団的自衛権行使の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対する意見書」を公表し、同年5月31日の日弁連総会においても、同様の決議を採択した。

## (2) 解釈改憲以降

### ア 市民シンポジウム、会長声明等による反対の意思表示

安倍内閣が、2014（平成26）年7月1日、集団的自衛権行使の一部容認等を内容とする閣議決定を行ったことに対し、東弁も日弁連も、すでに述べたとおり、これに反対する会長声明を発しており、市民や学者を招いたシンポジウムも全国で多数回開催された。

東弁においては、安保関連法案の違憲性や立憲主義違反を広く訴えるために、東京三会の共催により、有楽町駅前の街頭宣伝活動や市民シンポジウムなどを何度も行った（「安保法案反対うちわ」を配布するなどの工夫も重ねてきた）。

また、有楽町駅前では、女性弁護士による安保法制に反対する街頭宣伝活動も行われ、多くのメディアで報道された。

### イ 存命の歴代東弁会長全員の連名による声明と記者会見

中でも2015（平成27）年7月15日には、存命の歴代会長全員の名の下で、「これまでの東弁からの再三の批判や警鐘にもかかわらず、政府はこれまで憲法をなし崩し的に改変するような法律や施策をいくつも行い、今回はついに解釈変更と法律をもって憲法の基本理念（恒久平和主義）を蔑ろにする安保関連法案を強引に推し進めているもので、立憲主義及び国民主権に反し憲法9条に明確に違反するものとして、われわれは到底これを見過ごすことはできない」という声明を発表し、記者会見も行ったことは画期的な行動であった。

### ウ オール法曹と学者の会の連携

さらに2015（平成27）年8月26日には、日弁連と学者の会の共催で、弁護士会館に法曹と学者300人が集い共同記者会見を実施するという前例のない抗議活動を行い、元内閣法制局長官、元最高裁判所長官などの参加と意見表明もなされて、オール法曹と学者の初めての画期的な合同集会としてメディアが広く報道し、新たな反対行動の高まりを生んだ。

## エ 法案成立後

そして、9月19日の法案成立の後、東弁は、直ちに「選挙の際の争点とせず、国民の大多数も反対している状況下において、政府及び与党が衆議院に引き続き参議院でも本法案の採決を強行し、憲法9条・立憲主義・国民主権に違反する法律を成立させたことは、憲政史上の汚点であり、到底許されることではなく、強く抗議する」旨の会長声明を発した。もちろん、日弁連も直ちに、同様の抗議と法の廃止を求める会長声明を発している。

さらに、毎月有楽町交通会館前で、東京三会、日弁連・関弁連が共催して、安保法制廃止に向けた街頭宣伝活動を続けている。

### オ 法友会の活動

もちろん法友会も、2014（平成26）年7月の旅行総会において、討議結果に基づく一部修正の上で集団的自衛権に反対する決議を採択した。

2015（平成27）年7月には、同じく旅行総会で、小林節慶応大学名誉教授を招いて安保関連法制に関するパネルディスカッションを行った。

また、同年11月には、長谷部恭男早稲田大学教授のを招いて安保法制に関するシンポジウムを親和会・期成会と連携して、初めて三会派の共催で開催するなど、このテーマを重く受け止めている。

## 4 まとめ

### (1) 違憲の解釈や立法に反対する動きのまとめ

安倍内閣の「解釈改憲」閣議決定のあと、反対運動は全国で始まり、地方自治体の中にさえも、反対決議をした議会も少なくない。

市民運動は、これまで別々に活動していた3つの市民団体が連帯して「総がかり行動実行委員会」を作り、2015（平成27）年5月3日（憲法記念日）に横浜みなとみらい会場で開催された3万人の集会で口火を切り、同年8月30日の全国一斉の反対行動では、主催者側発表で国会周辺に13万人もの多数の市民が反対行動に集めるなどして市民運動を牽引してきた。

実際、市民の意識は、法案成立前の世論調査によると、6割以上が法案に反対し、8割以上が当国会での法案成立は時期尚早であるとしていた。

しかしながら安倍内閣は、このような反対の声を無視する形で、参議院特別委員会での強行採決を経て9

月19日未明に本法律を可決・成立させたものである。かかる事態は、憲法と立憲主義の重大な危機であると受け止めざるをえない。

このような状況の中で、弁護士会は、憲法に対する不当な侵害について、シンポジウムを開催して市民を啓発し、全国で、市民と連帯してともに反対の意思を表示するという活動を続けてきたものである。

## (2) 我々の取組み

くしくも戦後70年の節目を迎えた2015（平成27）年は、立憲主義と恒久平和主義が大きな危機に瀕する大きな転換の年となった。先の大戦は、アジアで約1,900万人、我が国で約310万人の命が犠牲になったといわれているが、このことは戦争が最大の人権侵害であることを端的に物語るものである。

しかし、70年の歳月を経た現在は、戦争開始の決定にかかわり、戦争を遂行した世代だけでなく、単に何の責任もないまま戦争の犠牲となった世代の証言者も鬼籍に入りつつある。それゆえ、我々は、今こそ、国内外の多くの人々に苦難を強いた戦争の歴史的事実を風化させることなく受け継ぎ、かかる愚かな国策を阻止しえなかった過去の歴史を教訓として生かすとともに、これらをしっかりと次世代に伝えるべきである。

もちろん、憲法理論上の問題とはいえ、安保関連法に関する個々の会員の意見は必ずしも一致したものではないし、我が国が戦後70年間一貫して戦争と直接か

かわることなく平和主義国家として存続し得たことは、平和憲法の存在に加え、日米安保体制の下で、在日米軍の圧倒的な軍事力による防衛態勢や、最大の核保有国であるアメリカの核抑止力による支えがあったことを無視しうるものではない。このような事実も含めて、我が国の平和憲法の将来に向けたあり方について現実的な議論をすることが、立憲主義の危機に直面している現在、一層必要なことであろう。

とはいえ、人類の歴史と世界の現状に照らしても、軍事力によっては決して永続的な平和が得られないことは明らかであり、我が国は、憲法の恒久平和主義の理念のもとで、ヨハン・ガルトゥングのいう真の意味での「積極的平和主義」（貧困、抑圧、差別などの構造的暴力のない状態を目指す立場）を目指し、軍事力によらない平和的方法による国際的な安全保障実現のために、今こそリーダーシップを発揮していくべきである。

そしてそのためには、まず我々自身が、法と正義の担い手たる法曹の一翼を担う存在として、人類が幾多の犠牲と年月を費やして確立した英知である立憲主義を再生強化する方策を講じなければならない。これは、違憲の安保法制が存続し、憲法9条を改正する動きが加速する今日状況において、ますます重要な課題となっているといわなければならない。

## 第4 憲法改正問題（総論及びこれまでの動き）

2012（平成24）年、野党時代に自由民主党は、現行憲法の基本原理を後退させる憲法改正草案を発表した。

同年12月の総選挙で自由民主党は与党に返り咲き、第二次安倍内閣が組閣され、憲法改正を目指すことを公言し、2017（平成29）年10月には、憲法改正が争点となった総選挙の結果、憲法改正を目指す政党の議員が国会の3分の2を占めることとなった。

こうして、憲法改正の発議にむけた国会審議が具体的な政治日程となるに至り、すでに述べた通り、2019（平成31）年3月の自民党大会で、自衛隊を憲法に自衛隊を明文化する条項、教育環境の整備等に関する条項、災害時の緊急事態条項の新設、参議院合区の解消に関する条項の4項目の憲法改正素案が取りまとめられた。

もちろん、最大の問題は9条の改正である。

2019（令和1）年7月の参議院通常選挙において、与党が議席を減らし発議要件を欠くに至り、一時的に改正論議はやや沈静化したやに見えたが、2021（令和3）年10月の衆議院総選挙では、事前の予想を超えて自民党が単独過半数を維持したことを背景に、改憲に意欲をもつ岸田政権のもとで、改憲の動きが活発になることが予想される。

憲法の改正は、本来、真に憲法改正の必要があるかという立法事実を厳正に問うべきであるが、現状は、改憲勢力はこの点に関する熟議を経ることなく、改正が所与の前提であるかの如く進めようとしている。しかしながら、硬性憲法であることは、本来改正は十分

に慎重を期すべきものとされていることを意味するのであり、通常法律の改正における立法事実に比してもなお厳正に改正の必要性について、提案者の側から示されなければならない。そのうえで、真に憲法を改正しなければ解決できないほどの事情が認められるのかを徹底して議論しなければならないはずである。

## 1 基本的問題の整理

### (1) 日本国憲法の基本原理の再確認

日本国憲法の基本原理の「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」のうち、今、平和主義が大きく変更されようとしている。日本国憲法の「平和主義」は、過去の軍国主義の歴史と先の大戦の惨禍への深い反省に立って、憲法前文に「平和的生存権」を謳い、9条において「戦争を放棄」し、「戦力不保持」を謳い、「交戦権を否認する」ことにより、単なるパリ不戦条約や国連規約の焼き直しとは異なる徹底した「恒久平和主義」として規定されたものである。

これらの基本原理を支えているのは「個人の尊重」と「法の支配」であり、このような原理や理念を確保するために、国家権力を制限することを本質とする憲法が、立憲主義的憲法であるとされる（「人権尊重理念を核心的価値として、硬性憲法によってこれを担保し、〔三権を分立し〕立法〔や行政〕による侵害を裁判的手続きで排除するもの」と定義される〔樋口陽一『憲法I』青林書院〕）が、以上の諸原理を採用する日本国憲法は、優れて立憲主義的憲法であると言える。

### (2) 憲法改正と基本原理

憲法は、改正手続によって改正されるものであり、日本国憲法も、96条において、改正手続の要件を厳格に定めており、硬性憲法としての特徴を備えている。

さらに改正手続に従う限り、どのような改正も可能かという問題については、同一性を欠く改正はできないとの考え方が主流である。そして、同一性を欠くか否かは、憲法の根本規範にあたる基本原理を変更するものであるか否かがその判断基準となるとされる（改正限界説）。

この点、日本国憲法においては、すでに何度も述べた通り、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「恒久平和主義」を基本原理としているので、これを大きく変更する改正はできないと解すべきである（改正規定自体の改正の可否については、諸説ある）。

## 2 各界の動き

### (1) 政界の動き（自民党の「憲法改正草案」について）

憲法改正については、各政党に様々な意見があるが、自民党の2012（平成24）年の改正草案は、その体裁が整っていること、政権政党としての影響力が大きいこと等から、注視する必要がある。

しかし、その内容は、後に述べるとおり、日本国憲法の前文を全面的に書き換えただけでなく、本文も、大きく改変しており、日本国憲法の基本原理を大きく後退させるものとなっている。

この草案に対しては、憲法としての同一性を欠いている（「改正の限界」を超えている）とする強い批判的意見もある。

しかし、この草案こそが目指す改正の方向であることは否定できず、その後2019（平成31）年に示されたいわゆる「4項目のたたき素案」もこの草案の基本的な考え方を踏襲するものといえよう。

2020（令和2）年には、自由民主党が「敵基地攻撃能力の保有」を提言しているが、これは、実質的に憲法違反である安保法制と相まって、政府自身が憲法9条の「個別的自衛権」について「専守防衛」の限度で認めるとしてきたこれまでの歯止めを取り外し、9条の規範的な内容を空洞化させ、事実上の改正となる恐れが強い。

### (2) その他の動き

#### ア 財界の改憲論議

財界は改憲に積極的である。経済同友会、日本商工会議所、日本経済団体連合会は、従前から改憲に向けた意見を述べている。

これらは、「自然に家族を愛し、地域と国を大切に、伝統と文化を誇りに思う」ことを基本とし、これらを教育に反映することを求めたり、武器輸出三原則を拡大緩和し、集団的自衛権行使を容認し、9条2項（戦力の不保持）と96条（憲法改正要件）の改正を主張するなど、自民党改正草案に酷似している。

#### イ 新聞社の改憲論

読売新聞社は、1994（平成6）年以降、第1次改正試案、第2次改正試案、「憲法改正2004年試案」を公表している。その内容は、全面改正論であり、自民党の憲法調査会や新憲法起草委員会の議論にも影響を与えたといわれている。

また、日本経済新聞は、2000（平成12）年5月3日の

記事で、「福祉国家」を根拠づけた25条の見直し、経済活動に対する国家の規制を根拠づける22条、29条の「公共の福祉」条項の削除を主張している。

朝日新聞や毎日新聞、その他の新聞は、おおむね憲法改正には慎重である。

### ウ 市民の動き

市民や文化人の間には、改憲を目指す方向の『21世紀の日本と憲法』有識者懇談会（民間憲法臨調）、「日本国を立ち直らせるには、まず日本国らしい歴史と文化を織り込んだ日本独自の憲法を作らねばならない」と主張する「日本会議」などの動きがある。

他方、護憲を強調して日本と世界の平和な未来のために日本国憲法を守る努力を今すぐ始めることを訴える「9条の会」のような動きがある。

2013（平成25）年5月には、96条先行改正論に対抗して、政権の暴走を止め憲法の基本原理を容易に変更することに反対する「96条の会」が発足した。

さらに2014（平成26）年7月、安倍内閣のいわゆる「解釈改憲」の閣議決定に反対する多数の学者ら（憲法学に限らず、政治学、経済学、社会学、人文科学等の多くの学者や理系の学者、経済人等）を呼びかけ人とする「立憲デモクラシーの会」が発足した。

また、護憲派の3つの市民団体の連帯による「総がり行動実行委員会」（2015〔平成27〕年2月発足）も、解釈改憲に反対する市民運動を牽引している。

## 3 憲法改正論に対する検討

### (1) 改憲論の特徴

ところで、現在主張されている改憲論のほとんどは、「国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義」という日本国憲法の基本原理を形式的には維持している。

しかし、現在の改憲論をつぶさに検討すると、9条2項の改正（ないしは無意義化）と96条の改正を求めているものが多く、さらに、家族愛、郷土愛、愛国心を強調するなどして、「個人」を後退させ、実質的には日本国憲法の基本原理やその根底にある理念を大きく後退させるものである疑いがある（そこにいう「家族愛」は、「個人の尊厳」の内容をなす「両性の平等」をさらに現代的にジェンダーバイアスの解消に向けて意味充填する方向性などとは、逆行するものであるといえよう）。

特に自民党草案は、すでに指摘した通り、日本国憲

法の基本理念を大きく後退させるものである。すなわち、前文冒頭が「日本国民」ではなく「日本国」で始まり、しかも「天皇を戴く国家」と規定し、「国と郷土を誇りと気概を持って守り」などと謳い、本文において天皇を「元首」と定め、天皇の憲法尊重擁護義務を外し、逆に国民に憲法尊重義務を課しており、日の丸・君が代が国旗国歌である旨の明記と、国民のこれに対する尊重義務を規定し、国防軍の保持と自衛目的以外の活動及び海外派兵を可能とする9条の2を創設し、「公益及び公の秩序」によって人権制限を強化して表現の自由・結社の自由を制限する一方、政教分離は緩和し、緊急事態に関する規定を置き、憲法改正手続を緩和する等を骨子とするものである。これらを全体としてみると、明らかに憲法の基本原理である「国民主権」、「基本的人権の尊重」及び「恒久平和主義」を完全に後退させており、日本国憲法との同一性を欠くものというべきであり、改正の名を借りた、実質的な新憲法の制定を企図するものといえよう。

自民党自身も、近時、批判の強いこの草案を棚上げする意向を示しているが、この草案こそ、自民党が目指す憲法改正の方向性を端的に指し示すものであり、一旦棚上げされたとしても、真の意図を体現するものとして、常にその存在を意識し続けなければならないであろう。そして、草案よりも緩和された内容の改正案が出されたとしても、草案との対比によって批判を鈍磨させることなく、憲法の基本原理を擁護する立場からの厳しい批判を怠ってはならない。

### (2) 立憲主義と改憲論

自民党憲法改正草案のQ&Aによると、立憲主義と国民の義務について、「立憲主義は国民に義務を課することを否定するものではない」として、両者があたかも矛盾しないかのごとく説明している。さらに、そもそも、天赋人権説に立たないともいう。これらのことは、改正草案が近代立憲主義の流れからそれようとしていることを隠蔽するだけでなく、国民を誤導するものであって、自民党草案における日本国憲法の基本理念の形骸化が単なる杞憂でないことを示すものといえよう。

我々は、立憲主義が、近代市民社会以来幾多の試練を乗り越えて形成されてきた憲法を支える根本原理であり、人類の歴史的英知であることを再確認し、これを後退させる改正論に対しては、毅然と批判するもの

である。

### (3) 弁護士会の基本的な立場

弁護士の中にも、憲法改正問題については、多様な意見があり、さらに検討を深めて行くべき課題である。しかしながら、すでに述べた通り、憲法の基本原理を損ない、立憲主義に反する改憲論については、弁護士と弁護士会の責務としてこれを批判し、国民に広く理論的な提言を行うべきである。

なお、弁護士会は、これまでに何度も全国各地で人権大会を開催し、人権大会宣言を行ってきたが、その内容は、憲法の基本原理の尊重・擁護を宣言するものであり、憲法改正に関する直接の言及はないが、基本原理を尊重すべきことを強調する立場に立つ以上、これを軽視するような安易な改正を許さないという意味合いを持つものといえよう。

2005（平成17）年11月に鳥取市で開催された第48回人権擁護大会においては、「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」を採択し、

2008（平成20）年10月に富山市で開催された第51回人権擁護大会においては、「平和的生存権及び日本国憲法9条の今日的意義を確認する宣言」を採択し、

2013（平成25）年10月3日広島市で行われた第56回人権擁護大会においては、「なぜ、今『国防軍』なのか－日本国憲法における安全保障と人権保障を考える－」をテーマとするシンポジウムを行い、「恒久平和主義・基本的人権の意義を確認し、『国防軍』の創設に反対する決議」を出席者874名中反対1名棄権1名という圧倒的な賛成によって採択した。

これらの宣言は、いずれも、日本国憲法の基本原理である恒久平和主義を堅持すべきことを強調しているものであり、その意味で、この原理を後退させる改憲論に対しては、厳しく批判する立場に立つものと考えられる。

2018（平成30）年5月の日弁連定期総会（高松）において、憲法9条の改正問題について、決議を採択した。これは、様々な意見のあるなかで、会としての意見の取りまとめの難しさを背景にして、問題提起型の決議の形式となった。しかし、憲法の平和主義がないがしろにされかねない改正素案を前にした今こそ、弁

護士法1条の使命の下で、踏み込んだ議論を行って意見を発することが求められているのではないか。

このような問題意識の下で、すでに述べた通り、東京弁護士会は、2019（平成31）年2月13日に、「いわゆる『9条の2』改憲案について、立憲主義の理念と平和主義及び人権保障の観点から問題点を指摘し、懸念を表明するとともに、国会に対し熟議を求める意見書」を発出した。

しかし、この意見書も、「問題点の指摘」にとどめ、「反対する」のではなく「熟議を求める」という表題とされており、弁護士会における「政治的問題に関する決議」に関する批判的な意見への配慮からか、若干の躊躇が見られるように思われる。多様な意見を尊重することは、もちろん、民主的な会務運営の基本であるが、それが、「人権擁護と社会正義の実現」という憲法の基本理念に基づいた弁護士法1条の使命に照らして、必要とされる批判的な姿勢が後退しているものであるなら、アイデンティティにかかわる重大な問題というべきである。

あくまでも、法理論的な立場から、「人権擁護と社会正義の実現」のために批判的姿勢を維持することは、すでに述べた通り、国民に対する責務であるから、委縮することのないよう毅然とした姿勢を維持しなければならない。

### (4) まとめ

我々は、憲法の基本原理を軽視する安易な改憲論を許さず、立憲主義や憲法の基本原理の重要性を訴え続けていく必要がある。そして、これに反する改憲論に対しては、毅然とした理論的批判と活動を展開していかなければならない。

特に、恒久平和主義を軽視する改憲論に対しては、戦争は最大の人権侵害行為であることを踏まえて、「…今、我が国に求められているのは、何よりも日本国憲法が目指す個人の尊重を根本とした立憲主義に基づく基本的人権の保障であり、軍事力によらない平和的方法による国際的な安全保障実現のためのリーダーシップの発揮である。」とする広島人権大会宣言の趣旨に則った反対意見を表明するものである。

## 第5 緊急事態条項（国家緊急権）

### 1 国家緊急権（緊急事態条項）をめぐる議論の背景・経緯

自民党は2017（平成29）年6月に憲法改正を目指す内容として、自衛隊明記をはじめ、教育無償化、緊急事態対応、参院「合区」解消の4項目を挙げ、同年10月の選挙公約にも挙げた。また、2018（平成30）年3月の党大会で、自衛隊を憲法に自衛隊を明文化する条項、教育環境の整備等に関する条項、災害時の緊急事態条項の新設、参議院合区の解消に関する条項（いわゆる「たたき台素案」）を取りまとめて、憲法改正を目指すことが確認された。

大災害への対応、災害時における衆議院議員の不在という事態を避けるためとして改正を求めているのが、緊急事態条項（国家緊急権）である。

一般に、国家緊急権とは、「戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもって対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限を指す」といわれる。そしてその内実は、行政権への権力の集中と人権の強度の制限をその中核とするものである。

我が国では、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災とその後の原発事故による混乱状況を契機として、その年の4月28日に超党派の改憲派国会議員で作る新憲法制定議員同盟が政府の震災対応を批判して「（緊急事態条項がない）現行憲法の欠陥が明らかになった」との決議が採択されている。

そして、2012（平成24）年4月27日に発表された自由民主党の憲法改正草案においては、「第9章 緊急事態」として「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他法律で定める緊急事態において、……緊急事態の宣言を発することができる（草案第98条1項）」「緊急事態の宣言が発せられたときは、……内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる（草案第99条1項）」「何人も…公の機関の指示に従わなければならない（草案第99条3項）」等との国家緊急権を認める規定が定められている。

そして、新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、国民の中にも移動や活動の制限を求める声が広がり、

自民党が緊急事態条項の創設を強く主張しているが、2021（令和3）年6月2日の参院憲法審査会での参考人質疑では緊急事態条項に異議が唱えられるなどしている。

近年では、世界中で起こる無差別テロの恐怖や、我が国の近隣国の軍事的脅威等を理由に、その対応策としての緊急事態条項（国家緊急権）の有用性を主張する意見も声高に主張されるようになってきている。関連して、緊急時に任期満了等によって衆議院議員が不在となる事態を避けるとして、衆議院議員の任期延長も主張されている。

### 2 国家緊急権の性質とその歴史、世界の状況

「戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもって対処できない非常事態において、国家の存立を維持するため」という謳い文句は、そのような非常事態に恐怖感を抱きやすい一般市民からすれば、ともすれば共感を持ちやすい側面がある。

さらに、国家緊急権と立憲主義の関係についても、そもそも国家の非常事態において、憲法秩序を回復させるために存在する制度であることを強調するなら、立憲主義でさえ、国家緊急権の庇護の下にあるとさえいわれている（諸外国がこの制度を維持する主たる理由とされている）。

しかしながら、国家緊急権の内実は、行政権への権力集中によって法律によらずに人権を強度に制限できるものであり、一時的であったとしても立憲主義的憲法秩序を停止するものであるため、強度の人権侵害を伴う危険性が極めて高い。

裁判所の令状なしでの搜索・差押や身体拘束、一方的な表現の自由の抑制、財産権や居住の自由等の過度の制限等、国家権力が集中された権限を濫用する傾向があることは否めず、憲法自身が人権制約を認め行政に対する制限規範性を後退させることになるので、ひとたび濫用されれば容易には民主的統制（司法統制を含む）によって回復できず、極めて危険な制度であるといえる。

実際、歴史的にも、当時最も民主的といわれたドイツのワイマール憲法下において、大統領非常権限が濫

用され、民族及び国家の防衛や反逆の防止の名目でナチスが政敵を弾圧し、さらに全権委任法の制定によってヒットラーの独裁政権が誕生し、優れた憲法秩序が破壊されたことは公知の事実である（ナチスの「手口」といわれる）。

また、ワイマール憲法の経験を経た後においても、1961年フランス第5共和制下で、ドゴール大統領によって、アルジェリア独立に反対する軍の反乱を鎮圧するため非常事態措置権が行使されている。その際、反乱自体は1週間経たずに鎮圧されたにもかかわらず、非常事態措置権は以後約5ヶ月にわたって維持適用され、その結果、身体的自由・表現の自由が侵害され続けた。デモ隊と警察官との衝突事件の際には警察官によって「あらゆる種類の暴力行為」が行われたともいわれている。

もっとも、このような濫用の歴史があるにもかかわらず、ドイツ・フランス・イタリアなどの国々では、立憲主義国家でありながら、明文で憲法に緊急事態条項が存在する。また、明文規定を置かずにコモンローのもとでのマーシャルローの法理で認めるイギリスやアメリカの例もある。これは、すでに述べたとおり、「立憲民主制が脅かされる国家の非常事態の場合には、立憲民主制を保全するため、一時的に国家に権力を集中させる必要がある」という論理に基づくものであるが、例外的措置とはいえ、権力の行使が常に濫用の危険を伴うことに鑑みれば、「憲法規範により国家権力を抑制・制限し、個人の基本的人権を守る」という立憲主義の理念とはやはり相反する関係にあり、重大な緊張関係に立つといわざるをえない。

上記の国々においても、濫用の歴史を踏まえ、緊急事態条項を憲法規範の中に認めることの是非には多くの議論があったが、第二次大戦後の東西冷戦状態の中で、政治の現実としてこれを維持してきたという経緯がある。そのような中で認められてきた緊急事態条項には、その濫用の危険性を意識した様々な抑制手段が講じられている。緊急事態の継続期間を短期間に制限したり、議会の関与・裁判所の審査権を保障したりしていることや、ドイツのように国家の緊急権に対して国民の抵抗権を保障する例もあり、人権の侵害をできる限り抑制するための権限の限定と濫用の防止の制度が存在している。

しかし、こうした抑制手段があるにもかかわらず、

先のドゴールの例のように濫用事例は生じてくるのであって（実際、発動事例は全て濫用事例である）、真にその濫用の危険を封殺する手法が存在するのかは、国家緊急権の行使が身体的自由・表現の自由の制約に繋がるものであるだけに、極めて困難なものであるといえる。また、一方、ドイツの様な極めて厳格な規制の下では国家緊急権の発動自体が困難であるともいわれ、そうであるならば、そのような緊急事態条項を置く必要もないともいえる。

### 3 日本国憲法に緊急事態条項を創設することの是非

明治憲法（大日本帝国憲法）においては、戦争・内乱等の非常事態に対処するために軍や天皇に全ての権限を移管する戒厳・非常大権や、立法・財政上の例外的措置の緊急勅令・緊急財政処分といった緊急事態条項が存在していたが、日本国憲法においては、このような国家緊急権を認める緊急事態条項は定められていない。その理由については諸説があるが、1946（昭和21）年7月2日の当時の衆議院帝国憲法改正案委員会における金森憲法担当大臣の答弁では「緊急事態条項は国民の意思のある期間有力に無視し得る制度でもあり、民主政治の根本原則を尊重するか否かの問題である」旨述べて、日本国憲法においては消極に解すべきであるとの政府見解が示されているが、明治憲法下における国家緊急権の濫用が重大な人権侵害と悲惨な戦禍を招いた苦い経験を踏まえ、あえてそれらの規定を置かなかったものと見るのが自然である。

すなわち、日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民にあることを宣言し、この憲法を確定する」と宣言し、国家権力を憲法の制限規範に服せしめ、個人の尊重と人権保障を徹底することを根幹とするものであり、戦争を放棄した憲法9条の恒久平和主義ともあいまって、徹底した立憲主義をその理念とするものである。これに対し、国家緊急権は、非常時の例外的措置とはいえ、常に濫用の危険をはらみ、濫用を防止するシステムの構築も困難なことに鑑みれば、やはり日本国憲法が立脚する立憲主義の理念とは相反し、重大な緊張関係に立つといわざるをえない。

以上のとおり、日本国憲法は、日本のみならず各国において国家緊急権が濫用されてきた歴史的経緯と、

濫用を防止するシステムが實際上困難な現状を踏まえ、基本的人権の尊重と恒久平和主義のための徹底した立憲主義を貫くために、あえて国家緊急権（緊急事態条項）を規定しなかったものと解するべきであり、したがって現時点で日本国憲法に国家緊急権（緊急事態条項）を新たに創設することは認められるべきではないと考える。

なお、自由民主党の憲法改正草案の緊急事態条項は、事前又は事後の国会の承認規定こそ置いているものの、それ以上の具体的な抑制手段の記述はなく、その意味でもおよそ認められないものである。

## 4 国家緊急権の立法事実

また、日本国憲法においては、国家緊急権（緊急事態条項）を憲法の中に必要とするような立法事実もまた存在していない。

### (1) 大規模な自然災害時における必要性

第一に、議論の契機となった東日本大震災のような大規模な自然災害の場合における必要性であるが、災害時の対応については、災害対策基本法、災害救助法その他の法律の規定があり、その適切な運用によって十分に対応は可能であるし、必要であれば、立憲主義に反しない限度において、新たな法律をもって対応することも、十分可能である。

また、憲法に緊急事態条項がないために新型コロナウイルス感染症対策に支障が生じたなどという主張のもと、憲法改正に伴って緊急事態条項を創設することを求める議論が自民党内で加速したが、緊急事態条項を使用すれば十分な感染症対策ができる保証はない。医学的知見に基づく検討や国会での審議を経た法律改正などによる対策こそが必要なのであり、緊急事態条項の必要性を裏付けるものではない。

むしろこれまで周到な準備や訓練がなされていなかったことにこそ問題があるというべきであろう。実際、被災自治体の調査結果によれば、ほとんどの自治体が、国に権限を集中させても、現地の状況やニーズの把握が迅速にできるわけではないため、むしろ自治体の長の権限の強化の方が有効であり、緊急事態条項の憲法編入に反対すると回答している。

このように、災害対策を名目とする緊急事態条項は、その必要性がないだけでなく、一旦これを名目として制定されると、災害以外の場合に安易に利用される恐

れがあり、その危険性ゆえに創設を阻止すべきである。

### (2) 大掛かりなテロや内乱状態での必要性

第二に、大掛かりなテロや内乱状態の場合であるが、その対策は重要であるものの、基本的には警察権によって対処されるべきものであり、現行憲法下であっても、既存の制度や必要性により新たな立法で対処すべきである。また、いかに未然に防止するかが肝要であって、発生後は人命救助や多発防止が求められるものの、憲法上の国家緊急権による人権制約まで認めることは、自ら政府よりの抑圧・弾圧を招きかねず、極めて危険である。

### (3) 他国から武力攻撃を受けた場合の必要性

第三に、他国から武力攻撃を受けた場合の対処としての国家緊急権の必要性を説く意見もあるが、そもそも情報収集と外交努力によってそのような事態を防ぐことこそが恒久平和主義と基本的人権保障を根幹とする日本国憲法の求めるところであるし、仮に個別的自衛権の発動が必要な場合があったとしても、そのような事態において広大な権限を時の権力に委ねることは、濫用のおそれがあります。強まり、制御困難な事態を招きかねず、安易に国家緊急権による国民統制を認めるべきではない。

9条において戦争を放棄し、交戦権を否認している以上、いわゆる「戦時国家緊急権」は認められないと解すべきである。

## 5 結論—日弁連意見書等

以上述べてきたとおり、我が国の根幹の理念である「恒久平和主義」及び「基本的人権の尊重」を守るために、日本国憲法は国家権力を抑制するための立憲主義を徹底して貫いているものであり、これと重大な緊張関係に立つ国家緊急権（緊急事態条項）を日本国憲法の中に創設することは、その濫用を防止することが困難な状況に鑑みれば、日本国憲法の標榜する立憲主義と矛盾しかねず、基本的人権の保障を危機に晒すものとして、認められない。

また、国家緊急権が緊急事態の名の下に濫用や独裁の道具とされてきた歴史的事実に鑑みれば、このような法制度を憲法秩序の中に組み入れることは、断じて避けるべきである。

加えて、大規模な自然災害対策やテロ・内乱等への対応においても、現行法の活用及び法整備によって十

分対応は可能であり、そのことを理由とする国家緊急権の必要性も認められない。したがって、我々は、日本国憲法に国家緊急権（緊急事態条項）を創設するための憲法改正には強く反対するものである。

なお、安保関連法に関する部分でも述べたとおり、厳格な要件を定めても、特定秘密保護法による安全保障情報の秘密指定によって、発動要件を満たすか否かの判断が極めて困難となる関係にあるため、民主的コントロールが機能しがたいため、濫用の恐れが高いことを忘れてはならない。

かかる観点から、法友会は、2016（平成28）年7月9日の旅行総会において、「日本国憲法に国家緊急権（緊急事態条項）を創設するための憲法改正に反対する決議」を採択し、関係機関に対し執行している。

日弁連も2017（平成29）年2月17日、「緊急事態条項（国家緊急権）は、深刻な人権侵害を伴い、ひとたび行使されれば立憲主義が損なわれ回復が困難となるおそれがあるところ、その一例である自由民主党の日本国憲法改正草案第9章が定める緊急事態条項は、戦争、内乱等、大規模自然災害その他の法律で定める緊急事態に対処するため、内閣に法律と同一の効力を有する政令制定権、内閣総理大臣に財政上処分権及び地方自治体の長に対する指示権を与え、何人にも国その他公の機関の指示に従うべき義務を定め、衆議院の解散権を制限し、両議院の任期及び選挙期日に特例を設けること（以下「対処措置」という。）を認めている。

しかし、戦争・内乱等・大規模自然災害に対処するために対処措置を講じる必要性は認められず、また、同草案の緊急事態条項には事前・事後の国会承認、緊急事態宣言の継続期間や解除に関する定め、基本的人権を最大限尊重すべきことなどが規定されているが、これらによっては内閣及び内閣総理大臣の権限濫用を防ぐことはできない。よって、当連合会は、同草案を含め、日本国憲法を改正し、戦争、内乱等、大規模自

然災害に対処するため同草案が定めるような対処措置を内容とする緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する。」という意見書を公表している。また同意見書は、衆議院議員任期延長に関して、「衆議院議員の任期満了が到来した場合に対応するために任期延長を認めることは、内閣の権限濫用のおそれがあり、国民主権の原理に照らして弊害もあることから、憲法上任期の特例の規定を設けるべきではない。緊急事態に対しては、あくまでも民主政治を徹底することにより対応すべきとの日本国憲法制定当時の考え方によれば、繰延投票（公職選挙法57条）により選挙を実施することにより衆議院議員不在の状況を可及的速やかに回復し、国会（特別会）を召集することで対応すべきである。」としている。

新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、同感染症の影響で国会議員が死亡又は入院等により議院の定足数を満たさない場合、議会の審議をどのように確保するかについても議論されている。いわゆるオンラインを可能にすることは憲法を改正しなくてもできる、という見解と、憲法は国会議員が議場に現存することを要求しているので（代表制の根幹に関わる）オンライン国会は認められない、という見解に分かれている。定足数を割る事態というのは極めて稀であること、国民代表性とは何か、という問題と密接に関わることから、慎重かつ入念な議論が求められる。日弁連では、2021（令和3）年11月24日に「コロナと緊急事態条項～コロナの現場から～」のシンポジウムを開催し、緊急事態条項の創設によって独裁や権力の暴走につながる危険性に警鐘を鳴らしつつ、医療・自治体の生の声として、大切なのは現場であって現場から離れた政府にどのような権力を持たせるかという発想ではなく、小さいスケールの機動力のある組織がけん引する必要がある、このような観点から法律・制度を整備すべきであることを市民に訴えた。

## 第6 9条維持・自衛隊加憲問題

### 1 自衛隊の憲法への明文化の動き

2017（平成29）年5月3日、安倍総理は自由民主党総裁として「憲法9条1項・2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という憲法9条に関する憲法改正構想

を公表し、これを受けて翌2018（平成30）年3月25日の自由民主党党大会において、同党の改憲4項目（9条、緊急事態条項、参議院の合区解消及び教育）を含む「改正案を示し、憲法改正の実現を目指す」との方針が確

認められ、また、同年10月下旬に召集予定の臨時国会で、この4項目の憲法改正案を同党単独で提示する方針を固めている（読売新聞同年10月5日朝刊1面）。このうち、9条に関する条文イメージ（同年3月22日に提示され、細田博之自由民主党憲法改正推進本部長が有力と考える加憲条文案。いわゆる「たたき台素案」）は次のとおりである。

「9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」

この点、2017（平成29）年5月3日に安倍晋三総理が自由民主党総裁として「憲法9条1項・2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という9条に関する憲法改正構想を公表したことを受け、同年7月、自由民主党憲法改正推進本部では以下のような加憲条文案が提示されていた。

「9条の2 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

2 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。」

このように、2017（平成29）年の改正案とは異なり、2018（平成30）年3月の改正案（条文イメージ）では、「必要最小限の実力組織」が「必要な自衛の措置をとる……ための実力組織」に変更されており、「最小限度」が削られている。もとより9条2項との緊張関係は一応残るものの、これは、自衛隊が自衛のための必要「最小限度」の実力組織であるとする現在の政府解釈をも変更することを前提とする改正案ともいえ、また、仮に「必要最小限度」という点が明記されるとしても、自衛隊が、防衛省等とは異なり憲法に明記される憲法上の機関として位置づけられることになるため、自衛

隊の特別性が強調されることで、9条2項の形骸化（下記2）、安保法制・集団的自衛権（第6部・第3）の行使容認、軍事費増大等の実際上の効果が生じうるものと考えられ、自衛隊の明記では現状は「何も変わらない」などとする説明に問題があることは明白というほかない。

日弁連は、「自衛隊について憲法上どう考えるか」に関し、従前は、会内に様々な考え方もあることから、明確な意見を示してこなかった。しかし、前述したように今日の政治情勢は国会による憲法改正の発議が出来る状況にあり、その中で上記の自衛隊加憲問題が提示された以上、この問題について弁護士会がどのような立場で、どのような対応をすべきかが、あらためて問われている時機にあることなどを踏まえ、自由民主党の改憲4項目に関し、2018（平成30）年5月25日の定期総会において「憲法9条の改正議論に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議」を行った。

また、埼玉弁護士会も同年10月2日の臨時総会において、「自衛隊を憲法に明記する憲法改正に反対する総会決議」を行っている。

このような状況において、東京弁護士会及び法友会としても会員間でこの問題について議論と研究を積み重ね、認識を深める必要がある。

## 2 「自衛隊を憲法に明文化する」ことの意味と問題点

### (1) 加憲される「自衛隊」とは、どのような権限と役割を持つ存在か？

世論調査等によれば、災害時の自衛隊の活躍や北朝鮮・中国脅威論から、自衛隊の存在自体に対しては多くの国民が必要であるとの認識を持っていると言われているが、他方、自衛隊の活動が広がり過ぎることは危険という認識もまた、多くの国民の声でもある。しかし、2018（平成30）年に始まった、朝鮮半島の緊張緩和や、米朝協議の進展という環境変化は、脅威論にも影響を及ぼしていることに注意すべきである。

そのような中で、自衛隊の「存在」の合憲性を憲法に明文化してはつきりさせるだけという上記の自民党改憲案は、大衆には受け入れ易い。

しかし他方、果たして自衛隊の「存在」と「権限」

は切り離して考えることができるものなのか、現に安全保障関連法が存在している現状で自衛隊を憲法に規定することは、安全保障関連法を完全に合憲化することになるのでは、という疑問が呈されている。

今回自民党より示されている前述の「9条の2」案は、確かに自衛隊の存在を規定するだけで、「必要な自衛の措置」をとるための実力組織として自衛隊が何が出来るかは規定しておらず、9条1項2項が残る以上、自ずとその権限・活動範囲の解釈に制限はかかるとはいえよう。しかし、いったん「9条の2」という形で9条1項2項の例外規定として憲法上に規定されてしまえば、時の政府の恣意的な解釈で今以上に自衛隊の活動範囲が広げられていく危険も、否定できない。

そもそも自衛隊とは、どのようなことまでが期待され、どのようなことまでが出来る存在であるべきなのか、そのことが自衛隊を憲法に規定することでどのような影響を受けるのか、我々はそのことを人権保障と安全保障の両方の観点から、考えていかなければならない。

## (2) 今、自衛隊を憲法に規定する意味と必要性があるのか？

この問題は、自衛隊と憲法の関係についての考え方によって、いろいろと意見が分かれえる。

- ・「そもそも自衛隊の存在そのものが憲法9条1項2項に反する」という考え方からは、自衛隊規定の加憲などありえない、ということになる。
  - ・「個別的自衛権の下での自衛隊という存在自体は認められる（合憲）」という考え方においては、合憲なのだから敢えて憲法に規定する必要はないという考え方と、それでも自衛隊違憲論を言う人たちがいる以上憲法に規定すべきだという考え方がある。
- もっとも、上記の自衛隊の存在自体は合憲と考える人の中にも、「自衛隊の現在の装備は現実には個別的自衛権の範囲を超えた軍隊である」として、そのような現状で自衛隊を憲法に規定することには反対という考え方もある。
- ・他方、「現在の国際情勢（北朝鮮や中国の軍事的脅威論）において、我が国を防衛するために必要な装備・行動や権限は自衛隊に認められるべきであり、そのために必要なら9条も含めた改憲も必要」という考え方もあるが、その立場においても、

①「国防に必要な行為を自衛隊が行うためには、少な

くとも9条2項の改正が必要」とする立場

②「9条は維持したままでも、憲法に自衛隊の存在について授權規定さえ置けば、法律や国会の承認に基づき、議院内閣制の下で政府が国防の観点から必要と判断したことを自衛隊が行うことは認められる」とする立場

③「9条1項2項とは別に自衛隊を憲法に規定する場合は、自衛隊が具体的に行為について、憲法で更に項目立てをして厳格に規定し、立憲主義の民主的コントロールに服させるべき」とする立場  
といった考え方に分けられると思われる。

そもそも、現時点で、政治レベルで9条維持・自衛隊加憲問題が問われていることの意味をどう考えるのか、我々は法律家として、また基本的人権擁護を使命とする弁護士として、よく検討して行かなければならない。

## (3) 自衛隊が別個の規定で加憲されることで、9条1項2項の解釈はどのような影響を受けるのか？

9条1項2項を変えずに「9条の2」として自衛隊規定を加憲した場合、その「9条の2」は9条1項2項との関係では「例外規定」という形になる。もっとも、原則規定が残る以上、例外規定はあくまで限定的でなければならないはずであるが、現在の9条の2第1項の案では自衛隊につき「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織」と規定するだけであり、9条2項の「戦力不保持」や「交戦権否認」の規範力が自衛隊にどこまで及ぶのかが問題となろう。

9条2項の「戦力不保持」「交戦権否認」の規範が「9条の2」の自衛隊にも及ぶのであれば、自衛隊は「戦力」であってはならず、また交戦権がない以上は武力行使も自国の領域内での専守防衛のためのみ可能ということになるが、どこまでが防衛力でどこからが戦力なのか、専守防衛のための武力行使とはどこまでが許されるのかが、解釈論として問題となろう。また、世界有数と言われる現在の自衛隊の装備が果たして「戦力」と言えないのかについては、疑義のあるところであろう。

むしろ、「9条の2」は9条2項の例外規定であるから自衛隊は戦力であっても構わない、我が国の防衛のために必要なら相手国領域での武力行使（交戦権）も可能という解釈もありうる場所である。しかしそれで

は、自衛隊という名の「軍隊」、「国防軍」を持つということと変わらず、9条2項は事実上空文化してしまうことになりかねず、解釈論として許されるかは疑問である。

#### (4) 日本国憲法に「国防」「安全保障」という規範を規定することの是非

9条1項2項は残したまま憲法に「9条の2」として自衛隊を規定することは、日本国憲法の中に「国防」あるいは「安全保障」という規範、時には基本的人権の制限規範ともなりうる新たな規範を盛り込むことを意味する。

日本国憲法は、その前文が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないよう決意し」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようとした」と述べるように、政府や軍部の権力の暴走により軍事力が行使され戦争が再び起ることを避けるために、徹底した「権力への不信」を前提に、憲法規範で権力を拘束すると共に、憲法上に「国防」「安全保障」という概念を置かなかつた。それは、近代以降の戦争のほとんどが「自国及び自国民の利益を守るため」という自衛の論理で始められていることに鑑み、そもそも自国の政治権力に軍事力を持たせないという形で、自衛という名目であろうと権力の暴走による戦争を起させない、という日本国民の決意の表れであったといえよう。

もっとも、権力の暴走は他国でも起りうるものであり、他国の権力の暴走により戦争が起り、我が国の平和と国民の人権が危険に晒されることもありうる。現実には、北朝鮮のミサイルが我が国の上空を飛び、太平洋上における中国の軍事的脅威も言われる中で、多くの国民が漠然とした不安を抱えていることも事実であり、「国防」「安全保障」という概念が憲法になくて良いのか、という問題提起も、一般国民の賛同を得やすい状況となりつつある。

しかしながら、「国防」「安全保障」という概念を「自衛隊」という形で新たに憲法に規定した場合、それはこれまでの憲法に存在しなかった新たな人権制限規範を憲法に認めることとなり、単に9条の例外として自衛隊を規定するに留まらず、いろいろな箇所に様々な影響を及ぼすことになりかねない。また、前述の自国権力の暴走による戦争の危険性にも繋がることとなり、このジレンマをどう克服すべきかが、今回の自衛隊加

憲問題で問われている。

#### (5) 9条を変えずに自衛隊を加憲した場合、自衛隊への統制機能はどうか？

現在、自衛隊は現実として法律によって存在しているが、それは憲法9条の規範の中で存在し、9条の統制を受けている。それが、憲法の中に9条の例外規定として「9条の2」が置かれた場合、前述したように9条2項の規範が及びうるのかという疑問があり、そうであればこそ自衛隊は憲法に規定せず、あくまで法律の範囲で存在させるべきだという考え方があつた。それは、独立国家として自衛権を持つのは当然としても、その自衛権の在り方は各国の憲法によって規定されるものであり、我が国においては憲法9条という規範の下で許される範囲で法律によって存在しえる、という考え方である。

しかし、9条の規範が及ぶといつても、その9条の解釈自体が時の政権の判断で変更され、その変更された解釈の下で新たな法律によって自衛隊が動かされていくとすれば、実際には自衛隊の存在や行動が時の権力の恣意的な考え方によって御されることにもなりかねない（安全保障関連法の解釈改憲）。

そこで、むしろ憲法の中に自衛隊を明確に規定し、ただし抽象的に存在だけを規定するのではなく、その行動規範を具体的に憲法の中で制限するべきだという考え方も出てくる。ある意味、立憲主義の考え方に沿うものであり、ドイツの憲法（ボン基本法）などが参考になろう。

しかし、現実問題として、我が国の政治状況において、そのような形で自衛隊の存在のみならず権限や行動規範まで憲法で規定するというような憲法改正が行われるとは到底思われず、むしろそのような提案は政治による恣意的な憲法改正に利用されるだけだという批判もある。

いずれにしても、自衛隊を憲法上の存在として認めようとするなら、その統制機能もまた十分に検討されなければならない。そのことの議論なくしての自衛隊加憲の憲法改正のみを行うことは、危険であるといわざるをえない。

なお、自衛隊の統制については、①成立した安保安法の下での「PKO駆け付け警護任務の実施」、「米艦防護任務の実施」などの法制の既成事実化の問題、②「ヘリ空母いずも」などの中型空母化や、「長距離巡航

ミサイルの自衛隊機への搭載」などの個別的自衛権の範囲の問題、③防衛大学における「歴史修正主義的教育の実施」などの問題、④「海上自衛隊による南シナ海での訓練の実施」や、「南西諸島における自衛隊の新たな基地建設」などの、近隣諸国との関係の配慮の問題、⑤アフリカジブチ共和国の自衛隊補給基地の恒久基地化の問題、⑥中東における紛争への自衛隊の後方支援参加の計画など、懸念すべき問題があり、2017（平成29）年に発覚した南スーダンPKO日報隠蔽事件の前例も踏まえて、民主的統制がきちんと果たされているかは、常に意識し、検証されなければならない。

**(6) 自衛隊の存在のみを抽象的な表現で9条とは別に憲法に規定することは、立憲主義の観点から問題はないのか？**

自民党の現在の「9条の2」案では、自衛隊を単に「我

が国を防衛するための必要最小限度の実力組織」として抽象的に定義するだけであり、このままでは「防衛」や「必要最小限度」や「実力」の解釈は、時の政治権力によっていかようにも恣意的になされえることになる。このような、「自衛隊のなし得る行為」の解釈について時の政治権力に大幅な解釈の余地を与えるような9条例外規定を取って加憲することは、事実上憲法9条を空文化させてしまうことになりかねず、憲法を政治権力の拘束規範とする立憲主義の理念に反する規定であるといわざるをえない。

もっとも、上記のような反対意見に対しては、「規定の仕方が抽象的という形で争うと、ではどう具体的に規定すれば良いのかという議論になり、結局は改憲論に巻き込まれていく恐れが強い。」という批判もある。

## 第7 憲法改正手続法の問題点

### 1 憲法改正手続法の施行に至る経緯と問題点

憲法改正のための国民投票の手続を定める憲法改正手続法は、2007（平成19）年5月14日に成立したものの、参議院の特別委員会で18項目に亘る附帯決議が付けられるなど極めて不十分なものである。

日弁連も、2009（平成21）年11月18日付で「憲法改正手続法の見直しを求める意見書」を発表し、その中で、8項目に亘る見直しを求めているが、特に「最低投票率」の問題と「有料意見広告放送についての賛成・反対の実質的公平性の確保」の問題は、国民投票において主権者たる国民の真摯な検討に大きな影響を与えかねない重要な問題である。

日弁連は、憲法改正手続法が施行された2011（平成23）年10月27日にも「当連合会はあらためて憲法改正手続法の抜本の見直しを強く求めるものである。」との会長声明を出し、東京弁護士会も2011（平成23）年11月8日に「あらためて憲法改正手続法の抜本の見直しを求め、これがなされないままに憲法改正の審議がなされることに強く反対する。」旨の会長声明を出している。そして、2014（平成26）年4月になされた一部改正（投票年齢の18歳自動的引き下げ）の際にも、日弁連は同年6月13日付で「2009年意見書で指摘した8

項目等について改めて議論を尽くして法整備を行うことを求める。」との会長声明を発表している。

しかしながら、その後も日弁連が求めた8項目の問題点に対する法の見直しは全くなされることなく、2017（平成29）年以降、俄かに憲法改正への動きが政界において自由民主党を中心に活発化してきた。これに対し、日弁連は、2018（平成30）年5月25日の定期総会において、2009（平成21）年意見書が指摘した8項目の見直し課題、とりわけ「投票日の14日前より以前の有料意見広告放送に何らの規制がないこと」「最低投票率の定めのないこと」について、憲法改正の発議の前にこれらの問題点の見直しを行うことを求める決議を行った。また、同じく2018（平成30）年6月27日にも、「2009年意見書や上記総会決議で挙げた課題が取り上げられておらず、とりわけテレビ等の有料意見広告規制及び最低投票率制度の見直しが早急に必要である。」旨の日弁連会長声明が出され、同年5月30日には東弁からも「憲法改正手続法の有料意見広告規制・最低投票率・過半数の意味等について抜本的改正を求める会長声明」がなされている。

### 2 早急に解決されるべき問題点

① テレビ・ラジオ等における有料意見広告放送の在

り方について

現行の憲法改正手続法は、憲法改正案とそれに対する賛成意見及び反対意見を国民に知らせる公的機関として広報協議会を設置するものとされ、公費によるテレビ・ラジオを利用した広報については、賛成・反対双方に「同一の時間数及び同一の時間帯を与える等同等の利便を提供する」ことで、その公平性を確保しようとしている。しかしながら、それ以外の個人や団体（政党を含む）によるテレビ・ラジオによる有料の意見広告の放送については、賛成・反対の投票を勧誘する意見広告（国民投票運動）については投票の14日前から禁止されるものの、それ以外の規制は一切なく、単なる意見表明広告は投票当日でも許されている。

これは、表現の自由を考慮してのものと思われるが、しかしながら、憲法改正事項についての賛成・反対の意思表示自体は、表現の自由として内容や機会は尊重されなければならないものの、他方、我が国の最高規範である憲法の改正についての国民投票である以上、賛成・反対の判断の材料となる根拠や資料の提供は、国民に対し実質的に公平になされることが要請され、そのためには表現媒体の特性によって一定のルールは必要であろう。

特に、地上波テレビ放送のCMの影響力は、年配者のみならず一般大衆に対しては今でも極めて大きく、中でも15秒・30秒のスポットCMは視覚や聴覚によるイメージや感情の操作・刷り込み効果が大きく影響力が大きいと言われている。ところが、現在のテレビ等のCM業界の仕組みは、有力な大手広告代理店が視聴率の高い時間帯のCM枠を独占していると言われており、そのような広告代理店と強いパイプを持ち財力のある者のみが、優先的に視聴者に影響力の大きい時間帯に大量の意見広告放送を一方的に流すことが可能となっている。従って、現行法のままでは、改正発議後投票日までテレビ等の放送媒体においては、憲法改正案の賛否に関し一方的な意見表明CM（これは2週間前も禁止されない）ばかりが視聴者に影響力の大きい時間帯に独占的に流される事態が想定され、投票結果が影響を強く受けるおそれがある。

従って、これらのテレビ等の有料意見広告放送については、その影響力の大きさを考えれば、憲法改正の賛成・反対の両方の意見を公平（同一時間帯に同一の量）に放送できるようにするシステムが、本来的には

必要であろう。そして、そのような公平な放送システムは、民間の放送事業者の方で自主的に作成することが本来は望ましいが、残念ながら日本民間放送連盟は既にそのような自主規制は行わない旨を宣言しており（営業的にも技術的にも困難が伴うことは事実であろう）、そうであれば一定の法規制も検討されるべきである。

現在、日弁連では、テレビの有料意見広告放送の禁止期間を投票前14日間に限定せずもっと拡大する方法や全面禁止にする方法、公費による無料意見広告放送を拡大する方法等が検討されているが、表現の自由との関係を精査しながら、弁護士会より法規制の在り方を提起すべきである。

## ② 「最低投票率」と「投票の過半数」について

憲法第96条1項は、憲法改正のための国会の発議については各議院の「総議員の3分の2以上の賛成」という厳格な要件を課しているが、国民投票の議決については「投票の過半数の賛成」と定めるだけのため、現行法上は、有効投票（白紙も除く）の過半数と解釈され、投票率についても何ら法的な規定はない。

しかしながら、投票率が低かった場合、投票権者のほんの一部の賛成により憲法改正が行われることとなってしまい（投票率40%の過半数で決まった場合、有権者全体の約20%で憲法改正が認められることになってしまう）、それでは主権者たる国民の意思が十分反映された改正と言えるのか、その正当性に重大な疑義が生じてしまう。憲法が我が国の最高法規であり国民の自由や平和を享受する権利を定める基本法であることを鑑みると、またそれで主権者たる国民の多くの意思に基づく改正と言えるのかを考えると、投票率に何も規制がないという現行の改正手続は、やはり大きな不備があるものと言わざるを得ない。

日弁連では、かつて「全有権者の3分の2」という投票率を提案しているが、いずれにしても「国民の意思が十分反映された」と評価できる国民投票となるような「最低投票率」を法により定めることは、不可欠である。

これに対し、「最低投票率」を定めるとボイコット運動が起りかねないという反対論があるが、ボイコット（棄権）もまた「賛成でない」という意思表示の一つであり何ら否定されることではないし、全国的な国民投票でそのようなことが可能とも思われない。

また、「投票の過半数」の意味についても、実際の投票の際の白票や無効票も「改正案に賛成ではない」という意味での意思表示の一つであり、憲法改正の重大性を考えれば、憲法改正の国民投票においてはそれらも含めた過半数で決めるよう法で規定することも、十分検討されるべきである。

### 3 2021（令和3）年6月の「憲法改正手続法の一部を改正する法律」の成立

本年5月11日、憲法改正手続法の一部を改正する法律（以下、「本改正法律」という）案が与野党多数で衆議院本会議で可決され、さらに同年6月11日に参議院本会議でも同様に可決されて、本改正法律は成立した。しかし本改正法律は、公職選挙法改正に合わせて投票環境の整備等に関する規定を改正するにとどまっておらず、「施行後3年を目途に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」との付則はあるが、そこでは、わずかにテレビ放送有料広告及び有料意見広告の制限（インターネットも含む）に言及されているにとどまり、そのほかの重大な問題点については触れられていない。

そもそも、憲法改正手続法が制定された2007（平成19）年5月の時点で、参議院は「テレビ・ラジオ等の有料広告について公平性・中立性が確保されるべきこと」「最低投票率の規定を設けること」等の18項目に

わたる附帯決議をし、さらに2014（平成26）年6月の一部改正の際にも参議院憲法審査会で20項目もの附帯決議がなされ、重大な検討課題が数多く残されていた。にもかかわらず、本改正法律では、それらの問題点が何ら検討されておらず、公職選挙法改正に合わせた7項目の改正にとどめたことは、国会が自らの附帯決議をないがしろにするものといわざるをえない。

前述したように、日弁連や東弁は、これまで幾度も意見書や会長声明で重大な検討課題を指摘してきたが、特に「テレビ・ラジオ等における有料意見広告放送」「最低投票率」「投票の過半数」の各項目を現行制度のままとして憲法改正国民投票が行われた場合、憲法改正の最終的な意思決定権者である主権者たる国民の意思を公正かつ十分に反映したものと到底言い難い事態が生じる恐れがある。これらは何らの検討もされず改正もされないままとされたことは、極めて不当と言わざるを得ない。

本改正法律に対しては、衆議院本会議で成立した時点で日本弁護士連合会が2021（令和3）年5月19日付で「現在国会で審議されている7項目のみの憲法改正手続法改正案に反対し、改めてその抜本的な改正を求める会長声明」を発表し、東京弁護士会も同年5月20日付で「憲法改正手続法の改正法に反対する会長声明」を発表している。われわれも、引き続き憲法改正手続法の抜本的な改正を求め続けるものである。

## 第8 一人一票の実現

### 1 投票価値の平等違反

選挙権は議会制民主主義の根幹をなす基本的な政治的権利であるが、憲法第14条の「法の下での平等」は政治的差別も禁止しており、選挙権の平等が投票価値の平等（一人一票）も含むことは、憲法上も明らかである。選挙区割り等で完全な一人一票は困難であるとしても、できる限り一人一票に近づけることが、憲法上の要請である。

このような憲法上の理念から、最高裁の2011（平成23）年3月23日大法廷判決（民集65巻2号755頁）は、衆議院選挙について、各都道府県にあらかじめ1を配当するという1人別枠方式及びこの方式に基づく1対2.3の較差を違憲状態であるとした。また、参議院に

ついても、最高裁の2009（平成21）年9月30日大法廷判決（民集63巻7号1520頁）は、1対4.86の較差は大きな投票価値の不平等が存する状態であるとしている。また、いずれの大法廷判決も、このような不平等を是正するために、国会において速やかに適切な検討が行われることが望まれるとしている。

2012（平成24）年10月17日には、2010（平成22）年7月11日に施行された参議院議員通常選挙が、最大で5倍の投票価値の較差が生じていたことに対して事情判決により請求を棄却したものの、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはないとし、参議院と衆議院とで投票価値の平等の要請に差はないことを明確にした。

## 2 合理的是正期間

ところが、国会は、2011（平成23）年の大法廷判決後1年9ヶ月にわたり、1人別枠方式を含めた選挙制度を抜本的に見直さないまま、弥縫的な0増5減の定数調整をしたのみで、2012（平成24）年12月16日に第46回衆議院議員選挙が施行された。そのため、投票価値の格差が最大で2.43倍に拡大しているとして、違憲無効確認訴訟が提起された。

最高裁は2013（平成25）年11月20日、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった」としつつ、「憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえない」として、選挙を有効とした。

これに対し、日弁連は同日、会長声明を発し、「裁判所には司法権の担い手としてだけでなく、憲法の最後の守り手としての役割が期待されている。」とした上で、「今回の最高裁大法廷判決は民主主義の過程そのものが歪んでいる状態をさらに延長させてしまうものであって、裁判所が果たすべき職責に照らし不十分なものと言わざるを得ない」と判決を非難した。

さらに、最高裁は、2014（平成26）年11月26日、2013（平成25）年7月21日に施行された参議院議員通常選挙が、最大で4.77倍の投票価値の格差が生じていたことに対して、「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものではあるが、本件選挙までの間に更に本件定数配分規定の改正がなされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない」として、選挙を有効とした。

さらに、最高裁は、2015（平成27）年11月25日、2014（平成26）年12月に実施された衆議院選挙が、最大で2.13倍の投票価値の較差が生じていたことに対して、「『1人別枠方式』廃止の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分ではないとして、投票価値の平等に反するとしたが、是正のための合理的期間を経過したとまではいえない」として、違憲状態とするにとどめた。

## 3 合区解消のための憲法改正の動き

前述したように、2012（平成24）年10月17日の最高裁判決が参議院と衆議院とで投票価値の平等の要請に差はないことを明確にし、「より適切な民意の反映が可能となるよう、都道府県を選挙区単位とする方式を見直すなど、現行の選挙制度の仕組み自体を早急に行うべき」と指摘したことを受け、一票の較差を是正す

るために、2016（平成28）年7月の参議院選挙では、人口の少ない島根県と鳥取県、高知県と徳島県がそれぞれ「合区」され、都道府県単位の選挙区という従来の選挙区割り変更が導入された。

そして、この参議院選挙に対する2017年（平成29）年9月27日の最高裁判決は、合区導入で較差が縮小したことを評価し、1対3.08の較差について、「著しい不平等状態」ではないとした（そのこと自体には「一人一票の理念からすればそれでも著しい不平等と言える」等の批判も強くある）。

ところが、この合区の導入に対しては、「民意の反映や政治へのアクセスの面での地域間格差、地域住民の不平等感や不満などをもたらす」「これまで参議院は、都道府県ごとに集約された意見を国政に反映させる場となってきたが、合区の導入によって、民意を生かす機能が後退し、合区の対象の4県のみが県単位の民意を国政に届けることができなくなった」等の批判がなされ、全国知事会や多数の県議会でも合区の早急な解消等を求める決議がなされるに至っている。

そのような中で、自由民主党の憲法改正推進本部は、2018（平成30）年3月24日に明らかにした4項目の憲法改正の条文イメージ（たたき台素案）の中で、その一つとして憲法改正による合区解消を打ち出し、憲法第47条を改正して「…選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。」「参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとすることができる。…」とすることを提案している。

その趣旨について、自民党憲法改正推進本部の解説では、「人口の減少と一極集中に歯止めがかからない中で、今後とも人口比例による一票の較差是正が図られることになれば、人口の少ない県に配分される定数の削減、更なる合区などが行われることになりかねず、人口減少が急速に進む地方の声が更に反映されにくくなることや選挙への参加意欲の低下なども懸念されている。」「今後の日本社会を展望しつつ、これからの代表民主制や両議院の選挙区の在り方を考えた場合に、果たして人口比例のみを尺度として判断して良いのか否かが問われている。」「地方・都市部を問わず、選挙

において『地域の民意の適切な反映と投票価値の平等との調和』を図ることが必要である。」等とされており、憲法改正によって、憲法第14条の「法の下での平等」の例外として、選挙の際の選挙区割りには人口比例による「投票価値の平等」が必ずしも憲法上要請されないことにしようとしている。

しかしながら、このような合区解消の根拠付けのための憲法改正の動きは、憲法第14条が「すべて国民は、法の下に平等であって、……政治的、経済的または社会的関係について、差別されない。」とする理念に真っ向から反するものであり、また議員に地域代表的な性格を付与するというのは、憲法第43条1項が「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定めることと矛盾することにもなりえる。

なお、選挙区間の「1票の格差」が最大3.00倍だった2019（令和元）年7月の参院選について、最高裁は2020（令和2）年11月18日、「国会の格差是正の取り組

みが大きな進展を見せているとはいえない」と批判したものの、「国会の格差是正の姿勢が失われたと断じることにはできない」として合憲の判断をした。もっとも、4名が違憲状態又は憲法違反であると意見している。

## 4 まとめ

憲法第14条の「法の下での平等」の要請による投票価値の平等（一人一票）は、議会制民主主義にとっては極めて重要であり、我々は、今後も投票価値の平等の保障を強く訴えていくべきである。そのためには、上記のような「合区解消のための憲法改正」は認められるべきではなく、今後も国に対し、直ちに衆議院選挙における1人別枠方式を廃止するとともに、衆参いずれの選挙についても、選挙区別議員1人当たりの人口数をできる限り1対1に近づける選挙区割の見直しを実現するよう、求めていくべきである。

## 第9 核兵器廃絶に向けて

### 1 唯一の被爆国としての取組みと国際社会の動き

核兵器の使用や実験は、人類の生存そのものを脅かす究極的な非人道的行為であり、国際法に違反することは明らかである。我が国は、原子爆弾の投下による被害を受けた唯一の戦争被爆国であり、国民の核兵器廃絶に対する希求は大なるものがある。そして憲法前文において「全世界の国民が、ひとしく…平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と定めている日本国憲法においては、戦争は最大の人権侵害であるというべきである。

他方で、我が国は、日米同盟によるアメリカの核の傘に守られているとの認識から、既存の核保有国の核抑止力による均衡の保持を支持しており、核拡散防止条約（NPT）には賛成の立場をとっている。

国際社会は、1995（平成7）年に核拡散防止条約の無期限延長を決め、1996（平成8）年に包括的核実験禁止条約（CTBT）を成立させている。

そして、2020（令和2）年10月24日に、ついに核兵器禁止条約を批准した国・地域が発効に必要な50に達し、90日後の本年1月22日に発効したが、日本はこれ

に対しても同様の立場から承認しない姿勢を取っている。

### 2 核兵器自体の削減の動き

2009（平成21）年4月5日に、アメリカのオバマ大統領は、核兵器を使用した唯一の国として行動する道義的責任に言及し、核兵器のない世界を追求することを世界に呼びかけた。このオバマ演説は、これまで国連総会での核兵器廃絶決議に反対し続けてきたアメリカの核政策の転換として世界の注目を集めた（同年のノーベル平和賞は、この功績を評価してオバマ大統領に与えられた）。

同年7月には先進国首脳会議（G8）が「核兵器のない世界のための状況をつくる」ことで合意し、同年9月には、安全保障理事会の首脳会合で「核兵器のない世界に向けた条件を構築する決意」を盛り込んだ決議1887号を採択した。

また、2010（平成22）年5月に開催されたNPT（核拡散防止条約）再検討会議においては、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用などについて、将来に向けた6項目の具体的な行動計画を含

む最終文書が全会一致で採択された。特に、最終文書が、「すべての国が『核兵器のない世界』の達成を目標とし、その目標と完全に一致する政策を追求することを約束する」としたこと、核兵器保有国に対して核軍縮の履行状況等について2014（平成26）年の準備委員会に報告するよう求めたことは、「核兵器のない世界」に向けての重要な一歩である。

このように、核兵器の廃絶を求める動きは、今まさに世界の潮流となりつつある。

2013（平成25）年10月21日、国連総会第一委員会でニュージーランド政府が125ヶ国連名の「核兵器の人道上の結末に関する共同声明」を発表し、我が国は声明に今回、署名した。前回4月のジュネーブのNPT会議で署名を拒否したときの理由とされた「いかなる状況においても核兵器が再び使用されないこと」という表現は今回も残っていたが、署名したものである。

国内においても、衆議院では2009（平成21）年6月16日に、参議院では同月17日に、我が国は、唯一の被爆国として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務があり、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきであるとする「核廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議」がなされた。

### 3 核の廃絶と核抑止力神話

核兵器の削減を超えて保有を禁ずる方向性について、我が国は、2016（平成28）年までの23年間連続して、国連総会において「核兵器の廃絶を求める決議案」を提出し、圧倒的多数の賛同のもとに採択されてきた（ただしこれは拘束力のない決議にとどまるものでしかない）。

しかし、2017（平成29）年の24回目の核兵器廃絶決議案の採決においては、賛成国は前年より23か国も減少した。これには、決議案の文言が、前年までの「核兵器のあらゆる使用」から「あらゆる」を削除したこと、「核兵器の完全な廃絶」から「核不拡散条約の完全履行」と改めたことや、この提案の3か月前に提案された核兵器禁止条約案に対して我が国が反対したことなどに対する厳しい批判の意味合いが込められていたものと解された（2021〔令和3〕年には、「核兵器の無い世界をめざして、核保有国と非核保有国の橋渡しをする」などの文言が加えられるなどの修正も行ったが、2021〔令和3〕年に発効した核兵器禁止条約への

不参加の影響は残っていると云わざるを得ない）。

同じく2017（平成29）年10月には、核兵器の廃絶の努力を続けてきた国際団体「ICAN」にノーベル平和賞が授与された。同年12月10日の受賞式におけるサーロー節子さんの演説は、多くの人々の心を打った。原爆投下によって瓦礫の中に埋もれた彼女の耳に聞こえた「諦めるな。あの隙間から光が差すの見えるか。あそこまでできるだけ速くはっていった」という言葉は、矛盾を抱えつつも、核兵器廃絶に向けて座視せずに努力していく者に希望を与えるものである。

そして、2019（令和元）年11月下旬に、フランスコ教皇が、ローマ教皇として39年ぶりに来日した。教皇は、長崎の被爆地の少年を写した、「焼き場に立つ少年」の写真に心を打たれ、これを自らのメッセージカードとして用いるほどに、核兵器に対する強い反対の立場を表明している。そして、長崎・広島を歴訪した後、「声を発しても耳を貸してもらえない人々の声になりたい」としたうえで、「戦争のために原子力を使用することは、犯罪以外の何ものでも（ない）」と断言し、続いて、核兵器を保有すること自体が「倫理に反（する）」とした。さらに、核抑止力論に対しても、「紛争の正当な解決策として、核戦争の脅威で威嚇することに頼りながら、どうして平和を促すことができるでしょうか」と厳しく批判している。

2015（平成27）年に初めて国連に提出され、2017（平成29）年7月7日に正式な条約として国連総会に提出された「核兵器禁止条約」について触れなければならない。

2020（令和2）年10月24日、発効に必要な50番目の国としてホンジュラスが批准し、ついに「核兵器禁止条約」は2021（令和3）年1月22日に発効した。この条約には核保有国は参加しておらず、米・英・仏の3か国は、核抑止力の現実的な意義を無視しているとする意見を表明してきており、我が国も、既存の核保有国の核抑止力による均衡の保持を支持し、特に日米同盟によるアメリカの核の傘に守られているとの認識から、現実的な意義を欠くものとして反対し、ICANなどからは厳しく非難されてきた。

今回の同条約発効にあたって、我が国は、従前からの立場を維持して「安全保障の観点欠缺している」とのコメントを発している。

他方で我が国は、「唯一の被爆国として、核保有国

と非保有国の橋渡しする役目を果たす」などと説明しているが、核兵器の根絶と核抑止力への依存という現実的なジレンマという大きな課題に対し、唯一の戦争被爆国である我が国が、いかに真剣に取り組むかが、世界から問われているといわねばならない。

#### 4 弁護士会の取り組み

東弁は、2021（令和3）年も8月6日の広島原爆忌に合わせて、会長談話において、唯一の戦争被爆国である我が国が核兵器禁止条約に加盟する必要性を強く指摘したうえで、核の傘に頼らない平和を外交的努力によって実現すべきことを訴えている。

日弁連は、前記のような世界における核廃絶を求め

る動きに対して、2010（平成22）年10月8日に盛岡市で開催した第51回人権擁護大会において、「今こそ核兵器の廃絶を求める宣言」をしている。

そしてそれから10年が経過した2021（令和3）年に「核兵器禁止条約」が発効し、2020（令和2）年8月3日のNHKニュースで、NHK広島が同年にアメリカで実施したアンケート調査によると、アメリカの若者も、核兵器の保有は必要ではない、原爆投下は正当ではないとする意見が多数を占めつつある旨報道された。

このような未来に向けた明るい希望をふまえて、我々は、かつての宣言を実現するために、今後とも一層の努力を尽くしていかねばならない。

## 第10 表現の自由に対する抑圧について

近時、表現の自由、特に言論の自由を抑圧し、萎縮させるような事件が発生しており、これは、表現の自由が民主主義の根幹をなすものであるという点において、その制約については原則として違憲の推定を受け、合憲性が厳格に審査されるとされていること（いわゆる「優越的地位」）に鑑み、極めて憂慮される事態である。

### 1 ビラ投函問題

防衛庁立川宿舎に政府の自衛隊イラク派遣政策を批判したビラを投函し、住居侵入罪に問われた事件について、東京地裁八王子支部は、2004（平成16）年12月16日、「ビラ投函自体は憲法21条1項の保障する政治的表現活動の一態様であり、民主主義社会の根幹を成すもの」であるとし、被告人らの行動は可罰的違法性がないと判示して無罪としたのに対し、東京高裁は、2005（平成17）年12月9日、一審判決を破棄し、被告人ら3名に対し、罰金刑の言渡しを行った（その後、2008〔平成20〕年4月11日に最高裁で確定）。

これに対し、東弁は、2006（平成18）年12月26日、ビラ投函に関連し起訴される事案が続いていること、こうした高裁判決が民主主義社会の根幹をなす表現の自由を萎縮させる結果をもたらすことを憂慮し、「民主主義社会において表現の自由とりわけ政治的表現の自由は、大きな意義を有するものであり、高裁判決は

政治的表現活動の自由の意義をふまえた被害法益保護などとの比較考量に乏しいと言わざるを得ない。」との会長声明を出した。

また、いわゆる葛飾政党ビラ配布事件について、最高裁が2009（平成21）年11月30日に、東京高裁が下した5万円の罰金刑を維持した。これに対して東弁は、最高裁に対し、「ビラ配布を含む表現の自由の重要性に十分配慮し、国際的な批判にも耐えうる厳密な利益衡量に基づく判断を示すことで『憲法の番人』としての役割を果たすよう強く要望する次第である。」との会長声明を出した。

ビラ投函行為は、マス・メディアのような意思伝達手段を持たない市民にとって、自己の意見を他に伝達する重要な手段となっているのであり、他者の権利・自由との調整を必要とするとしても、逸脱した行為に対して刑罰による制裁を科すことについては、表現行為に対する強い萎縮効果に鑑み、安易に認めることのないよう強く批判すべきである。

### 2 新聞記者個人攻撃問題

2014（平成26）年3月以降、北海道札幌市所在の北星学園大学の教員が朝日新聞の記者時代に従軍慰安婦に関する記事を書いたことを理由に、この教員を解雇ないし退職させるよう要求する電話やFAXが同大学に対し繰り返し送りつけられ、同年5月及び7月には要

求に応じないと学生に危害を加える旨の脅迫文が届く事件が起こった。さらに、インターネット上にはこの教員の家族に関する情報までが実名や顔写真入りで掲載され、脅迫的文言が書き込まれる等、異常な事態に至った。

これらの行為は、それ自体が犯罪行為に当たる違法行為であるとともに、大学の自治に対する侵害行為であるし、元記者の家族のプライバシー権の侵害にも当たる。のみならず、このような違法な行為によって過去の記事の撤回や作成者に不利益を課すことを求める行為自体、言論や表現の自由に対するあからさまな暴力的攻撃であり、表現の自由を萎縮させるもので、断じて看過できない。

自己と異なる意見や自己から見て好ましくない意見が存在したり、不正確な報道がなされたり、その報道の訂正に不適切な問題があったとしても、その是正は、健全かつ適正な批判や、報道機関自身のさらなる検証や訂正に委ねるべきであり、違法な手段による個人攻撃は絶対に許されるものではない。

我々は、このような卑劣な個人攻撃及び表現の自由への威嚇を断じて許さず、これらの違法な人権侵害行為を根絶する活動に取り組んでゆくものである。

### 3 選挙演説の際の警察権行使問題

2019（令和元）年7月の参議院議員選挙期間中の札幌市内における安倍首相の街頭演説において、「増税反対」などと叫んだ市民や年金制度批判のプラカードを平穏に掲げようとした市民の行動等を警察官らが排除ないしは阻止し、さらには別の演説会場への移動を制限するに至った（同月18日毎日新聞・北海道新聞各朝刊等）。また、その翌8月、札幌市内でこの排除行為ないし阻止行為に抗議する市民デモが行われた際には、警察官がデモ参加者をビデオカメラで撮影する事件も生じた（同月11日北海道新聞朝刊）。類似の事例として、大津市でも参院選候補者の応援演説をする安倍首相にヤジを飛ばす男性を警察官らが会場後方で囲んで動けなくするという事態が発生した（同月19日朝日新聞朝刊）。

これらの市民の行為が公職選挙法225条2号に定める演説妨害罪に該当しないことは、裁判例からも明らかである。すなわち、大阪高判昭和29年11月29日（高等裁判所刑事裁判特報1巻11号502頁）は、「選挙演説に

際しその演説の遂行に支障を来さない程度に多少の弥次を飛ばし質問をなす等は許容」されるとし、「他の弥次発言者と相呼応し一般聴衆がその演説内容を聴取り難くなるほど執拗に自らも弥次発言或は質問等をなし一時演説を中止するの止むなきに至らしめるが如き」行為に至らなければ公職選挙法上の演説妨害罪は成立しないと判示している。同法の前身である衆議院議員選挙法115条2号の演説妨害罪の成否についても、聴衆が演説を「聴き取ることを不可能又は困難ならしめるような所為」に当たる程度であることが必要とされており（最三小判昭和23年12月24日刑集2巻14号1910頁）、その後も同様の解釈がなされているのである。

したがって、警察官の上記各行為は警察官職務執行法5条の「犯罪がまさに行われようとするのを認めたとき」には当たらず、かつ、「その行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞」があると認められるものでもなく、「急を要する場合」でもない上、「目的のため必要な最小の限度」（同法1条2項）を超えた警察比例の原則に違反する警察活動であるというべきである。同時にそれは、警察法第2条第2項における不偏不党且つ公平中立の要請にも違反する疑いすらあるものである。

また、ビデオカメラによる撮影行為については、リーディングケースである京都府学連事件最高裁大法廷昭和44年12月24日判決（刑集23巻12号1625頁）は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有する。」とし、「少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されない」とした上で、例外的に撮影が許容される場合として、「現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもって行なわれる場合」を挙げている。公道上のテレビカメラによる撮影・監視行為についての山谷監視カメラ事件東京高裁判決（東京高判昭和63年4月1日東京高等裁判所刑事判決時報39巻1～4号8頁）も、犯罪発生の高度の蓋然性、証拠保全の必要性及び緊急性、撮影行為の社会的相当性を、撮影・録画の許容の要件として

いる。

この点、本件市民デモには120人超の市民らが参加しているが、デモ参加者が蛇行進をしたり許可条件の違反行為等が行われた事実はなく、その平穏な実施態様に照らせば、現行犯性・準現行犯性や犯罪発生の高度の蓋然性は認められない。のみならず、かかる平穏な実施状況のもとでは、行政目的達成上の必要性は極めて乏しいというほかなく、先行する北海道警察の演説排除行為等への報復的措置とも取り得る悪質なものであったというべきである。

この点については、東弁が、同様の趣旨を摘示して北海道警察に対するこれらの行為の再発防止、さらには警察庁に対する適切な指導を求める「選挙演説の際の市民に対する警察権行使について是正を求める意見書」を同年9月9日付で会長名にて公表しているところである。表現の自由の中でもとりわけ重要な政治的意見表明の自由が不当に制約されることがあってはならないのであり、東弁としても引き続きこうした問題については是正を求めることが重要である。

#### 4 「表現の不自由展・その後」の中止問題

2019（令和元）年8月1日、国内最大規模の国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の企画展の一つとして、「表現の不自由展・その後」が愛知県美術館で10月14日までの予定で開催された。

「表現の不自由展」とは、2015（平成27）年に、「日本における言論と表現の自由が脅かされているのではないか」という強い危機意識から、組織的検閲や忖度によって表現の機会を奪われてしまった作品を集めて開催された展覧会であったが、「表現の不自由・その後」は、2015（平成27）年の展覧会で展示された作品の「その後」や、2015（平成27）年以降に新たに公立美術館などで展示不許可になった作品について、不許可になった理由と共にこれを展示したものである（主催者発表）。

ところが、「表現の不自由展・その後」は、開催わずか3日で中止に追い込まれた。その理由は、展示作品の中に従軍慰安婦を象徴する「平和の少女像」や昭和天皇の写真を含む肖像群が燃える映像作品が含まれていたところ、「ガソリンを撒き散らして火をつける」「県庁職員らを射殺する」等のテロ予告や脅迫等のFAXやメールが企画展の実行委員会や愛知県に殺到

し、展示会の来場者や関係者の生命身体の危険があるためと説明された（実行委員会会長である大村秀章・愛知県知事の説明）。

そのような卑劣なテロ予告や脅迫行為によって「表現の不自由展・その後」を中止させようとした者たちの行為は、自らの思想信条と相容れない表現や言論を、脅迫罪や威力業務妨害罪等にも該当する犯罪行為で抑え込もうとしたもので、表現の自由への攻撃として決して許されないことは、当然である。

ただ、そのようなテロ予告や脅迫行為があつとはいえ、大村秀章愛知県知事が出展作者の了解を取ることなくわずか3日で展示を取り止めたことについては、泉佐野市民会館事件（最三小判平成7年3月7日民集49巻3号687頁）の「敵対的聴衆の法理」（公的施設や公的企画における表現行為について、敵対的聴衆の襲撃が予想される場合であっても、それだけで表現を規制してはならず、警察力によっても防御することが不可能又は著しく困難であると認められない限り、表現規制は認められないとの法理）の観点からすれば「警察力を総動員してでも表現企画を守るべきであった」という批判があるのも当然であろうが、京都アニメ放火殺人事件の直後でガソリン脅迫や執拗な個人攻撃で展示館関係者の精神的疲弊が極度に達していた本件においては、中止決定の判断にもやむをえない面があったともいえる。

しかし、「表現の不自由展・その後」の問題で、もっとも表現の自由との関係で懸念されるべきなのは、何人もの公権力を有する者たちが、そのようなテロ予告や脅迫行為をしてきた者たちと同様に、展示内容（特に従軍慰安婦を象徴する「平和の少女像」や昭和天皇の写真を含む肖像群が燃える映像作品）について、展示そのものを不相当とするような政治的発言を行っていることである。

河村たかし名古屋市長は、2019（令和元）年8月2日に展示会を視察した後にすぐ、慰安婦少女像の展示について「日本国民の心をふみにじるもの」「税金を使った場で展示すべきではない」等と述べて、愛知県に対しその作品の展示の即時中止を公文書で求め、そのことが表現の自由への侵害だと批判を浴びると「表現の自由にも限界はある」「慰安婦少女像は表現の自由でも許されない」と言い放っている。それに呼応するかのよう、吉村洋文大阪府知事は慰安婦少女像につ

いて「明らかに反日プロパガンダ」と断じ、松井一郎・大阪市長は「税金投入してやるべき展示会ではなかった。表現の自由とはいえ、たんなる誹謗中傷的な作品展示は相応しくない。」と発言し、黒岩祐治・神奈川県知事に至っては「表現の自由から逸脱している。慰安婦少女像は表現の自由ではなく、極めて明確な事実を歪曲した政治的メッセージ」とまで述べている。

言うまでもなく、「表現の自由」には政治的表現を含む作者の思想信条を形にして表すことも含まれるものであり、その作品の評価について思想信条上の対立が起こりうるにしても、それは言論の自由市場の議論に委ねられるべきであって、政治権力を有する者が、表現の自由の限界を画するかのような発言をすることは、極めて強い萎縮効果を市民にもたらす危険があり、表現の自由への直接的な侵害行為として、断じて許されない。

## 第11 ヘイト・スピーチ問題

### 1 ヘイト・スピーチとは

ヘイト・スピーチとは、広くは「マイノリティ（社会的少数派）に対する差別的・侮辱的な表現や言動」を指す言葉であるが、具体的社会問題としては、国際人権規約や人種差別撤廃条約との関係で、「民族的・宗教的・言語的なマイノリティ（①一国においてその他の住民より数的に劣勢な集団で、②被支配的な立場にあり、③独自の民族的・宗教的又は言語的特徴を有し、④自己の文化・伝統・宗教又は言語を保持することに対して連帯意識を黙示的であるにせよ示しているもの）に対する、差別的・侮辱的な表現・言論による威嚇・扇動行為」を意味する。

我が国では、当初「憎悪表現」と直訳されたこともあって、単なる憎悪を表した表現や相手を非難する言葉一般のように誤解されている向きもあり、これが法規制論において混乱を招く原因にもなっているが、あくまで「社会的マイノリティに対する差別扇動的言動」という社会的事象を指す言葉である。

### 2 日本におけるヘイト・スピーチの実態

我が国では、江戸時代に身分制支配体制が確立される中で、特定の身分とされた人たちに対する差別的支

なお、「表現の不自由展・その後」は、2019（令和元）年10月8日より展示が再開されたが、入場者数を制限する等、極めて厳重な警戒のもとで実行された。しかしながら、この再開の直前、文化庁は、元々は交付を認可していたにもかかわらず、手続の不備を理由にいちトリエンナーレ2019への補助金の不交付決定を行った。このような文化庁の対応は、展示内容を問題視しての決定としか考えられず、公権力による極めて不当な干渉である。

「表現の不自由展・その後」の問題に関しては、2019（令和元）年8月11日に憲法研究者92名の連名による抗議声明も出されているし、京都弁護士会、東京弁護士会、愛知県弁護士会からも抗議の会長声明が出されており、我々法友会としても、公権力が表現の自由に干渉することのないよう、今後とも強い関心をもって検討していくべきである。

配が行われ、それが明治時代に廃止されるも、同和問題として存在し続けている。差別は、我が国に移住した朝鮮半島出身者にも向けられ、韓国併合後に急増した彼ら移民に対しては、関東大震災時における朝鮮人虐殺事件が夙に著名であるように、時の外交上、経済上の立場もあって、いわれなき差別が数多く行われた。

戦後も韓国及び北朝鮮は「近くて遠い国」と言われ続けてきたが、竹島問題や従軍慰安婦に対する問題提起をはじめとする国際的紛争課題は、民主主義社会の下で同時に進行するポピュリズムと相まって、時に日本、韓国及び北朝鮮の双方のナショナリズムを刺激するところが顕著となっている。殊にインターネットによる情報交換が行われるようになった今世紀に入って、無責任な罵詈雑言をはじめとする差別的言動がネット上を飛び交うようになり、それらがエスカレートした結果、遂にはそれらの者たちがネットを通じて連絡を取り合い、現実の運動団体となっていった（「在日特権を許さない市民の会（在特会）」等）。

在特会が、朝鮮学校が近隣の公園を私的に利用したことに対し、在特会が行った朝鮮学校への抗議活動（街宣活動）は、およそ正当な抗議の範囲を超えた濫用に渡る表現行為であり、在特会に対する損害賠償請

求及び近隣での街宣活動の禁止を求めた裁判では、人種差別撤廃条約に反する人種差別として目的の公益性を否定することで朝鮮学校側が勝訴し、確定している（大阪高判平成26年7月8日、上告棄却にて確定）。この他にも、同様のデモ活動が東京・新大久保や大阪・鶴橋等で行われるに至っており、こうした活動はときに近隣住民らとの一触即発の事態にすら至っている。

### 3 ヘイト・スピーチによる人権侵害とは

このような、主に在日韓国・朝鮮人の人々への集団的行動によるヘイト・スピーチは、特定の個人や施設が対象であれば、個別の身体・名誉・財産等の権利に対する侵害として、脅迫・強要・名誉毀損・侮辱・不法行為等の民事制裁あるいは刑事処罰も可能である（上記裁判例等）。

これに対して、特定個人ではなく、「韓国人」、「朝鮮人」という民族一般に対するヘイト・スピーチについては、現行法上は個別の損害認定が困難であり、直ちには民事上の被害救済、刑事上の処罰の対象とすることができない。また、デモや集会等への行政的規制も、表現・言論の自由との関係で簡単ではない。

とはいえ、不特定を相手としたヘイト・スピーチにあっても、標的とされた人々の苦痛や恐怖は想像するにあまりあるのであり、自尊心を深く傷付けられ、更なる攻撃への恐怖に怯えトラウマにもなると言われる。それは、人間らしく生きることを保障した幸福追求権（憲法13条）を侵害するというべきであり、人種差別の範疇に属する言動として世界的にも違法なものとして扱われるべき行為である。

### 4 国際法上の規制と国内的展開

国際人権規約の自由権規約20条2項は、「差別、敵意または暴力の扇動となる国民的、人種的または宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。」と定めており、日本は1979（昭和54）年にこれを批准している。

人種差別撤廃条約（1964〔昭和39〕年12月国連総会採択）4条は、加盟国に対し、以下の内容を定めている。

「締約国は、①人種的優越性や、皮膚の色・民族の出身を同じくする人々の集団の優越を説く思想・理論に基づいていたり、②いかなる形態であれ、人種的憎悪・差別を正当化したり助長しようとするあらゆる宣伝や団体を非難し、このような差別のあらゆる煽動・

行為の根絶を目的とする迅速で積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具体化された原則と次条が明記する権利に留意し、特に次のことを行う。

(a) ①あらゆる人種的優越・憎悪に基づく思想の流布、②人種差別の煽動、③人種や皮膚の色、民族的出身の異なる人々に対するすべての暴力行為や、④暴力行為の煽動、⑤人種主義的活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき違法行為であることを宣言する

(b) 人種差別を助長し、煽動する団体や宣伝活動（組織的なものも、そうでないものも）が違法であることを宣言し、禁止し、こうした団体や活動への参加が法律で処罰すべき違法行為であることを認める

(c) 国や地方の公の当局・機関が人種差別を助長または煽動することを許さない」

これに対して、日本は、1995（平成7）年（条約成立後31年後）にようやく人種差別撤廃条約に加盟したものの、4条の(a)と(b)の条項は留保（法的効果を排除又は変更すること）したままである（条約加盟国176か国で留保は20か国のみ）。

また、日本は、1979（昭和54）年に自由権規約を批准し、その20条によりヘイト・スピーチを禁止する法的義務を負っているが、その後35年以上も人種差別を一般的に禁止する法律すら制定して来なかった。

国連の人種差別撤廃委員会は、このような状況の我が国に対し、2001（平成13）年以降数回にわたり、人種差別撤廃条約4条の完全実施と差別禁止法の制定を勧告して来たが、長らく立法に消極的であり続けた政府は、2016（平成28）年、漸くヘイト・スピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）を制定するに至る。同法は、「不当な差別的言動は許されないことを宣言」し、人権教育や啓発活動を通じて差別の解消に取り組むと定めた理念法で、ヘイト・スピーチを直接禁止したり、罰則を設けるには至っておらず、また「本邦外出身者」「適法居住者」に保護の対象を絞っている点等、問題点や実効性に疑問の面もあるが、ヘイト・スピーチが人種差別に基づくものであり、許されるものではないことを法的に明らかにした点で大きな意味があり、我が国におけるヘイト・スピーチ対策の第一歩と評さ

れる。<sup>\*1</sup>

一方、これと相前後して、地方公共団体においてもヘイト・スピーチ対策が進むこととなる。2015（平成27）年1月に大阪市で制定された「大阪市ヘイト・スピーチへの対処に関する条例」（2016〔平成28〕年7月施行）は、ヘイト・スピーチに対する啓発はもとより、ヘイト・スピーチの拡散防止措置と共に、表現内容の概要と表現活動を行った者の氏名又は名称等を公表することとした。学識経験者等で構成する審査会が中立・公平な立場からヘイト・スピーチ該当性等を審査しており、既に公表例もある。

また、2016（平成28）年6月2日、人格権に対する違法な侵害としてヘイト・スピーチデモ禁止の仮処分決定が横浜地裁川崎支部で言い渡されたが、これを契機に川崎市では、2017（平成29）年11月、外国人に対する差別的言動、ヘイト・スピーチ問題の解消に向けて、公の施設の利用許可に関するガイドラインを発表した（2018〔平成30〕年3月施行）。ここでは「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実に照らして具体的に認められる場合」（言動要件）と、「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実に照らして明白な場合」（迷惑要件）の双方が満たされる場合にのみ不許可、もしくは許可の取り消しが出来るとされ、「不許可」、「許可の取消し」の際は、判断と手続の公正性・公平性・透明性を保つため、第三者機関から意見聴取を行うとしている。

さらに、東京都では、2018（平成30）年10月、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定した（2019〔平成31〕年4月施行）。ここでは、いわゆるLGBTの人たちへの差別的取り扱いの制限と並列して、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進として、公の施設における不当な差別的言動を防止するための利用制限について基準を定めるものとし、また、事案の内容に即して当該表現内容の拡散防止のために必要

\*1 伝統的な差別解消という視点で見れば、両性の平等に関する各法令、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（2013〔平成25〕年）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（2016〔平成28〕年）が制定されている他、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」が国会で審議されている。

な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するものとされている。公の施設の利用制限の要件については、ここでも「不当な差別的言動が行われる蓋然性が高いこと」（言動要件）及び「ヘイトスピーチが行われることに起因して発生する紛争等により、施設の安全な管理に支障が生じる事態が予測されること」（迷惑要件）の双方が求められている。学識経験者等で構成する第三者機関たる審査会が不当な差別的言動に該当するかを調査、審議することとされ、既に公表例がある。

一方、京都府が、2018（平成30）年3月に制定した「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」においては、公の施設の利用制限の要件としては、「『不当な差別的言動』が行われることが、客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測される場合」（言動要件）、「『不当な差別的言動』が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設の管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測され、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合」（迷惑要件）のいずれかに該当する場合とされている。

こうした条例等においては、表現の自由と、人種差別撤廃及び幸福追求権の保障の調和に際して、至高の人権相互の慎重な衡量が求められるところであるが、表現行為の制限に際しての実体要件の事前の明確化とその手順、制限に当たっての手続的保障、運用面に関する専門的な観点からのフォローと事後的救済等、格別の配慮が必要との前提の下に議論はなされており、引き続き注視していく必要がある。

## 5 ヘイト・スピーチに対する法規制の是非

日本においても、上記のとおりヘイト・スピーチ解消法や各条例等が制定されたことは大きな前進であるが、他方、現実には主として在日韓国・朝鮮人の人たちに対するヘイト・スピーチによる人権侵害は依然として続いている。

国際法的に、日本はヘイト・スピーチに対し具体的な法規制をすべき立場にあるが、このような状況に鑑みれば、法規制の具体化が急務といえる。しかしながら他方、憲法学会や弁護士会内においては、ヘイト・スピーチの被害を認めつつも、法規制には、以下のよ

うな根強い慎重論がある。

- ① 一定の人々にとっていかに「不快」でも、権力が表現内容に基づいて「不快だから規制する」ことを認めることは、他の「悪い」表現、例えば政府批判を政府が法規制することに道を開いてしまう危険がある。
- ② 表現の自由は、法規制に弱い性格を有し、たいていの人には処罰される危険を冒してまで表現活動をせず、法規制が過度の自主規制を招く萎縮効果の危険性がある。それを避けるには禁止される行為は何かを明確に示す必要があるが、ヘイト・スピーチの場合、その範囲の線引きが困難である。
- ③ 法規制は差別する人の心までは変えられないから、啓蒙や教育で対処すべきである。
- ④ 法規制ではなく、対抗言論により解決するのが民主主義であり、表現内容に政府が介入することを許すのは民主主義を揺るがす。

確かに、「表現・言論の自由」に対する法規制には、権力による濫用の危険性が常に伴うものであり、特に刑事法的規制については、慎重な検討が必要であろう。

しかし、現在日本において行われているヘイト・スピーチは、もはや「不快」というレベルのものではなく、表現の名を借りた、マイノリティに対する明白な「人種差別」であり、これにより「人権侵害」が発生し、「個人の尊厳」を著しく傷つけられている人たちが、現に目の前に存在している。それにもかかわらず、法規制のリスクや限界、規制対象選別の困難さを理由に、結果としてそれら現実の被害者に対し何も法的な救済をしないことが、基本的人権の擁護を使命とする弁護士として、許されることであろうか。

人種差別禁止に向けての啓蒙や対抗言論は確かに重要であるが、今現在攻撃されているマイノリティの人たちを救済する法的手段は別途考えられるべきである。また、聞く耳を持たない確信的な誹謗中傷者たちに対して、「思想の自由市場」での議論で悪質な言論は駆逐されるという理屈が成り立つかは疑問であるし、マイノリティ等の対抗言論が現実的に保障されているかも疑問である。

## 6 弁護士会等での検討状況と問題意識

日弁連は、2015（平成27）年5月、国に対し「ヘイト・スピーチ等の人種的差別に関する実態調査を行うこと」「人種的差別禁止の理念並びに国及び地方公共団

体が人種的差別撤廃に向けた施策を実行するに当たっての基本的枠組みを定める法律の制定を求めること」等を求めることを趣旨とした「人種等を理由とする差別の撤廃に向けた速やかな施策を求める意見書」を理事会で採択・決議し、ヘイト・スピーチが法的に許されないものであるという理念を明確に打ち出した。

また、第二東京弁護士会では、2018（平成30）年3月、「インターネット上の人種差別的ヘイトスピーチ撲滅のために適切な対応を求める意見書」を公表して、サイト運営者にヘイト・スピーチの削除を促すと共に、国・地方公共団体、関連団体にその撲滅のための必要な措置を求めている。

この点、東弁は、更に一步踏み込んで、2015（平成27）年9月、「地方公共団体に対して人種差別を目的とする公共施設の利用許可申請に対する適切な措置を講ずることを求める意見書」と地方公共団体向けリーフレットを常議員会で採択・決議し、地方公共団体に対し一定の要件のもとでヘイト・スピーチ団体への公共施設利用を拒否することを求めている。そして、2018（平成30）年6月には、東弁は「地方公共団体に人種差別撤廃条例の制定を求め、人種差別撤廃モデル条例案を提案することに関する意見書」を常議員会で採択・決議し、人種差別モデル条例案を公表して、ヘイト・スピーチ等の人種差別的行為の撤廃に向けた運動を推進するに至っている。さらに、2019（平成31）年3月には、東京都の上記条例において公の施設の利用制限のための必須の要件とされる迷惑要件を要件としないことを求める声明（いわゆる迷惑要件を、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」11条の要件としないことを求める会長声明）を公表している。また、2020（令和2）6月には、「9.1関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典のための公園占用許可につき不当な誓約書の提出を条件とすることの撤回を求める会長声明」を公表している。これは、都内の公園で毎年開催される「9.1関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」の実行委員会に対し、東京都が、公園の占用許可の条件として、公園管理者の指示に従わなければ、次年度以降、占用が許可されない場合があることに異存がないといった内容の誓約書提出を求めたことについて、2017年（平成29年）以降、同時間帯に近接した場所で行われている朝鮮人虐殺の事実を否定する団体による妨害行為が行われていることから、ヘイ

ト・スピーチを容認することにもなりかねないなどとして、東弁として声明を出したものである。

「表現・言論の自由」が最大限尊重されるべきことは当然であるが、人種差別行為としてヘイト・スピーチが公然と行われている以上、現に傷つけられている

## 第12 検察庁法改正問題

### 1 事実の確認

安倍内閣は、2020（令和2）年1月31日、検察庁法に国会公務員法81条の3の規定を適用して、翌月の誕生日に定年を迎える東京高等検察庁検事長について、半年間勤務を延長する旨の閣議決定（以下「本閣議決定」という。）をした。

しかしながら、検察庁法には国家公務員法の定年及び定年延長に関する規定は適用されないことは、従前から踏襲されてきた、いわば確定解釈であったため、閣議決定によっても、この解釈の変更は違法であり、許されないと、多くの学者や弁護士会、そして国民が反対した。

これに対して政府は、解釈の変更では説明しきれないと考えたか、検察庁法の改正に踏み出し、役職定年を63歳とするとともに、内閣が適当であると判断した場合には、役職定年を延長できる旨の法案（以下「本改正法案」という。）を提出した。

これに対しては、さらに多くの学者が反対し、全ての単位弁護士会が反対する会長声明を発出し、500万人を超える国民がツイッター上でこれに反対した。

### 2 問題の所在

#### (1) 本閣議決定は解釈論としては成り立たないこと

検察庁法と国会公務員法は、そもそも、定年に関する規定の仕方が異なるため、国家公務員法の定年延長の規定を検察庁法に適用することは形式的に問題がある。

そもそも、検察官は一般職公務委員と異なる準司法官であるとされ、公務員としての一般的な共通領域を除いて、特別法である検察庁法で規定されるべきものであり、定年制度やその延長の問題は、まさにこのような問題であると解される。

さらに、実質的な相違として、一般職公務員には、

被害者を救済し人権侵害を防ぐために、厳格な要件の下での濫用の危険のない法規制の在り方を、民事・刑事・行政の各面から検討することは必要である。我々法友会としても、今後ともその検討を進めてゆく。

その担当職務の関係で、容易に他者が代替しにくいいため、その者の退職による支障が生じることがあり、これを回避するために定年の延長が必要であるとされるが（国家公務員法81条の3）、検察官は、検事総長等が指揮命令権によってその担当職務を引き取って移転することが可能であるため（検察庁法8条、9条）、担当官の定年退職による不都合は生じないとされており、特に国家公務員法が規定するような定年延長の必要性がないと解されている。

それゆえに、適用を認めることは、解釈論としても誤りであるし、実際にこれまで国家公務員法の定年延長規定が検察官に適用されることはなかったのである。

#### (2) 本閣議決定と本改正法案の憲法上の問題

このように、閣議決定による解釈変更は、法解釈を逸脱した行政権による恣意的な法執行であるから、法治主義・法の支配に反するものというべきである。さらに、本改正法案とともに、その変更は、同時に権力分立原理に反するものである。

すなわち、検察官は起訴を独占し、この職務が公正・中立に執行されることは、司法権の適正な行使を支えるものであるから、司法の一翼を担うものであるが、裁判官ではない公務員であるため、形式上は行政部門に属するものとされている。しかし、このような準司法権といわれる職務の中立性（場合によっては、政治部門に対しても適切に捜査し・起訴することが求められる）の要請に基づくものであるから、行政部門に属するとしても、時の政府からの強い独立性が保障されているのであり、それは同時に三権分立を補完する性質をもつものである。したがって、政府の判断で恣意的な幹部人事が行われることを許すことは、準司法官としての職務に対する不当な影響力を及ぼすこととなる点で、権力分立原理にも反するものというべきである。

したがって、解釈変更では乗り切れないなら法改正をすれば許されるというのではなく、その法改正自体も、権力分立原理に反するものというべきである。

このような理由から、圧倒的に多数の学者が反対し、全国52単位会の全てが反対声明を出し、最終的には500万人を超える国民がツイッター上でこれに反対したのである。

### 3 事態の推移と今後の課題

その後、当該検事総長候補者は、自ら辞職し、この

問題は一旦幕引きとなった。

その後改正法案は撤回され、新たに定年延長等の規定を含む検察庁法自体の改正に向けた準備がなされている。

しかし、以上で検討した通り、政府の判断で検察幹部の人事に介入できることを認める法改正は法の支配、権力分立という憲法の基本原理に反するものとして許されないと解すべきであるから、今後同種の事例が繰り返されることのないよう、警戒を怠ってはならない。

## 第13 「日本学術会議会員」の任命拒否問題

### 1 任命拒否問題

2020（令和2）年10月1日、菅義偉内閣総理大臣は、同日より任期の始まる「日本学術会議」の新会員について、同会議が推薦した105名の候補のうち6名の任命を行わなかった。日本学術会議法では、その会員は「同会議の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（同法7条2項）とされているが、今回は首相がその推薦者の内の6名の任命を拒否した状態となっている。

### 2 「日本学術会議」とは

日本学術会議は、1949（昭和24）年に、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として」（日本学術会議法前文）設立され、内閣総理大臣が所轄し、その経費は国の予算で負担されるが、その活動（「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」）は政府から独立して行うものとされている（日本学術会議法3条）。

その第1回総会の終わりには、「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明」という声明が採択され、そこでは「われわれは、これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである」と謳われている。

同会議が独立の組織とされる（同法3条）のは、憲

法23条の「学問の自由」が背景にある。他国では「学問の自由」をとりたてて憲法に規定していない例もあるところ、日本国憲法は敢えて「学問の自由」を明文で保障している。これは、明治憲法の時代、「滝川事件」「天皇機関説事件」などで、国家権力が大学人事や学問による真理探究に介入し、これを歪めて批判の声を封じ、国策の誤りを正す機会を失った歴史の反省に基づくものである。この「学問の自由」は、大学および研究機関での学問研究の自由とその自治をも保障するものと解されるが、その沿革から政府が学問上の結論に介入することが許されないのは当然であり、学問の側に国家権力の意向を忖度させ結論を歪めさせるようなことがないよう、政府は極めて慎重に行動することが求められ、それ故に「日本学術会議」も政府から独立した組織とされているものである。

### 3 「日本学術会議」の会員の選任方法と任命権者の裁量

日本学術会議の会員の選任方法については、当初は自由立候補制によって研究者が登録し選挙を行う方式であったが、1983（昭和58）年に法改正がなされ、前述したように「同会議の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（日本学術会議法7条2項）という方法に変更された。

この会員の選出方法の変更の法改正にあたっては、「同会議の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」という規定の趣旨について、「学術会議に制約を加え、高度の自主性を阻害するものではないか」との疑義か

ら国会でも質疑が行われたが、同年5月12日に行われた参議院文教委員会において、当時の中曽根康弘総理大臣は「政府が行うのは形式的任命に過ぎません」と明確に回答し、説明員であった当時の内閣官房参事官も「210人の会員が推薦されて、それをそのとおり内閣総理大臣が形式的な発令行為を行うというふうにごの条文を解釈している」「内閣法制局における法律案の審査のときにおいても十分その点は詰めたところ」と答弁している。すなわち、日本学術会議法7条2項にいう「内閣総理大臣が任命する」という法文の趣旨は、「形式的な発令行為に過ぎず、そこに総理大臣の裁量権は一切ない」という趣旨であると国会で説明され、それを前提に国会で法改正がなされたのである。その際、時の参議院では、「内閣総理大臣が会員の任命をする際には、同会議側の推薦に基づくという法の趣旨を踏まえて行う」旨の附帯決議までなされている。

その後2004（平成16）年の再改正の国会審議でも、衆議院及び参議院の両方で、政府に対し「日本学術会議が独立性を保つことができるように特段の配慮を求める」旨の附帯決議がなされている。

従って、「日本学術会議法」上、会員の任命に当たって内閣総理大臣に人選の裁量権のないことは、法文上及び法の趣旨として明らかである（なお、「推薦された者に不正行為や違法行為があった場合等は、総理大臣が任命しない裁量も認められるのではないか」との限定的裁量権肯定論もあるが、その場合には具体的な根拠も含めてその理由の説明が必要であろう）。

にもかかわらず、前内閣が「内閣総理大臣が必ずしも学術会議側の推薦どおりに任命しなければならない訳ではない」という異なる解釈論を一方向的に主張し、6名の任命拒否の具体的な理由も説明せず、「俯瞰的・総合的な判断」とだけ述べて推薦者の一部の任命を拒否していることは、この推薦・任命制度へ法改正した時に国会で説明された立法の趣旨を蔑ろにするもので、日本学術会議法に違反する行為というほかはない。

#### 4 任命拒否と「学問の自由」

さらに言えば、今回の日本学術会議の新会員推薦者の内の一部任命拒否の問題は、単に日本学術会議法違

反という問題に留まらず、憲法23条の「学問の自由」の観点からも、重大な疑問がある。

政府は、「今回の任命拒否が、日本学術会議の会員やそれ以外の学者や研究者、さらには一般国民の学問の自由まで、侵すものではない」と主張したが、そもそも法文上（同法17条）では「優れた研究又は業績」が会員候補者の適格性として求められるところ（その評価は本来、専門家の集団である日本学術会議の専門的な判断に任せるべき）、総理大臣が任命の際に人選において裁量権が認められるとなると、「優れた研究又は業績」の評価にも総理大臣の評価が及ぶことになり、そのことは必然的に、「内閣の意向と異なる研究・業績は認められないのではないか」という萎縮を学者・研究者たちに、もたらしかねない。そのような萎縮効果に強い危機感を覚えているからこそ国内の約500の学術団体や研究団体が、今回の任命拒否問題に抗議や疑問を呈す意見表明を行っており、既に萎縮効果は出ているともいえる事態である。このような状況は、まさに憲法23条の「学問の自由」と相反する状況であり、憲法上も極めて問題が大きいといわざるをえない。

#### 5 日弁連の対応

この問題については、日弁連が2020（令和2）年10月22日で「日本学術会議会員候補者6名の速やかな任命を求める会長声明」を出し、同日付で東弁も常議員会で「内閣総理大臣に対し、日本学術会議が推薦した会員候補者を自らが任命しなかった理由を説明し、法の規定を遵守した任命手続きを取ることを求める意見書」を議決し公表している。また、全国の各単位会においても、続々と抗議の会長声明等が出されている。

この問題は、時の政府による一方向的な解釈変更という権力の暴走により、それまでの法秩序や憲法理念までが変えられかねない危険性という意味で、集団的自衛権問題や検察庁法改正問題とも同根の、立憲主義の根幹に反しかねない問題であり、しかも未だ不明な点が多々あるので、われわれは今後も十分注視していく必要がある。

## 第14 重要土地等調査規制法の問題点

### 1 法律の要点

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下、「本法」という。）は、2021（令和3）年6月16日未明、参議院本会議で可決され、成立した。

本法は、内閣総理大臣が安全保障上重要とみなす米軍・自衛隊基地、海上保安庁施設、原発等の「重要施設」の周囲約1キロと国境離島を「注視区域」に指定し、区域内にある土地・建物の所有者や利用者ら（以下、土地・建物を「土地等」といい、これらの所有者や利用者らを「土地等利用者」という。）を調査することを定め、さらに「注視区域」のうち特に重要とみなすものを「特別注視区域」に指定し、土地等の利用に関して、調査や規制ができるものとし、中止命令違反、届出義務違反、報告義務違反にはそれぞれ罰則が科されるものである。

### 2 重要土地調査規制法の内容の問題点

しかし、本法は、次のとおり重大な問題を孕んでいる。

#### (1) 不明確である点で憲法第41条に反する

本法は、規制や規制対象となる「注視区域」や「特別注視区域」の指定基準や、「重要施設」や国境離島の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」の判断基準、住民に対する調査・規制内容をすべて政令に白紙委任し、政府の裁量で決められるものとする。

このように政府の権限の範囲が不明確な法律では、国民の権利自由が不当に制約されるおそれがあり、三権分立の下、政府の権限を適正な範囲に限定する立法を行うべきであることに照らせば、憲法第41条に反するものといわざるを得ない。

#### (2) 調査のあり方について憲法第13条、19条、21条に反する

本法は、内閣総理大臣に、地方公共団体の長等に対して注視区域内の土地等利用者等に関する情報の提供を求める権限や、注視区域内の土地等利用者等に対して当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求める権限を付与し、後者には違反者に対する刑罰の制裁も科せられている。不明確な要件のもとで、地方公共団体の長による調査・報告等がなされ土地等利用者等

に報告義務や資料提供義務が課されることは、土地等利用者等の思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権を侵害するおそれがある。

#### (3) 罪刑法定主義（憲法第31条）に反する

本法は、内閣総理大臣に、注視区域内の土地等利用者が自らの土地等を重要施設等の「機能を阻害する行為」に供し又は供するおそれがあると認めるときに、刑罰の制裁の下、勧告及び命令により当該土地等の利用を制限する権限を付与している。このような制限は、要件の不明確さから、注視区域内の土地等利用者の財産権等を侵害するおそれがある。

#### (4) 健全な民主政の基礎を害する恐れ

以上のような規制の結果、例えば自衛隊や米軍の施設の周辺において、施設の拡充や施設利用の在り方について、注視区域内の土地等利用者等が異議を表明したり抗議活動をしたりすることについて、本法の不明確な要件のもとで利用制限や規制、刑罰を科せられることになりかねず、その権利・自由の行使に萎縮効果が生じるおそれがある。

これは、注視区域内の土地等利用者等の思想・良心の自由や表現の自由を事実上大きく制約し、基地反対運動等の批判的言論の抑圧につながる恐れもあり、民主主義の基盤をも危うくするものである。

### 3 重要土地調査規制法の手続的問題点

#### (1) 立法事実論

本法に関する政府側の立法事実としての、重要土地等の機能阻害行為の発生する具体的危険性に関する説明については、3つの例が挙げられたが、いずれについても、本法その者との関係では、機能阻害行為にあたらないものであることが明らかとなったが、審議は進められ、法案は成立した。

しかし、以上のような調査・規制に重大な問題があるにもかかわらず、規制の目的に対応する立法事実の存在に疑問があるままに審議したことは、立法の必要性に重大な疑問があるものと言える。

もちろん、重要施設等の機能阻害行為は防止されなければならないが、単なる不安感ではなく、立法の必要性を支える具体的な危険性、あるいは確実に予測される危険性について、本法の調査の方法によらない事

前の適法な調査で少なくとも具体的に示されるべきである。

## (2) 審議の不十分さ

また、本法の成立過程において、十分な議論が尽くされたかについて強い疑念がある。

本法が審議された参議院内閣委員会では、6月15日、参考人として意見を述べた3人とも法文に制限を加えるべきだと発言したが、参考人質疑の直後に採決がなされた。また複数の議員によると、同日の質疑では法案に反対する立場の議員の質問に答弁を求められた大臣が回答に窮して答弁に立てない状況が複数生じたという。6月16日未明の参議院本会議では、与党からは賛成討論に一人も立つことなく採決が行われた。

本法は、このように、実質審議が不十分であるが、それは審議時間にも現れている。すなわち、5月11日に衆議院において審議入りしたが、内閣委員会での委員会質疑はわずかに12時間30分に過ぎなかったのに、6月1日には本会議で採決された。参議院では、6月4日の審議入りからわずか12日後の6月16日未明に採決さ

れた。

上記のような本法についての問題点は、本法案上程の当初から多方面から指摘されていたのであるが、結局、かかる状況では、十分な審議が尽くされたとは言いがたい。

## 4 結論

本法には、以上のような内容面でも手続面でも看過しがたい憲法上の問題があることから、2021（令和3）年6月24日、東京弁護士会は「本重要土地等調査規制法の強行可決に抗議し、同法の廃止を求める会長声明」を發出しており、全国の単位弁護士会、地方弁護士会連合党も同様の声明を發出している。

当会も、同様に、本法の成立に強く抗議し、施行されることなく廃止されることを求めるものであるが、少なくとも、立法事実を具体的に示し、調査・規制の在り方を根本的に見直し、罰則規定を明確化するなどの抜本的な改正無くして施行されるべきではないと考える。

## 第15 敵基地攻撃能力の保有と憲法9条

政府は、2021（令和3）年10月19日、同日の北朝鮮の弾道ミサイル発射を受けて、国家安全保障会議（NSC）を開き、その後、岸田文雄首相は、首相官邸で記者団に「既に『国家安全保障戦略』などの改定を指示しており、敵基地攻撃能力の保有も含め、あらゆる選択肢を検討するよう改めて確認をした」と語った。また、与党自民党も、第49回衆議院議員総選挙に向けて示した同党の政策において「相手領域内で弾道ミサイル等を阻止する能力を含めて、抑止力を向上させるための新たな取り組みを進める」という表現で敵基地攻撃能力の保有に言及した。しかし、敵基地攻撃能力の保有については、憲法9条との関係で問題がある。

政府は、2014（平成26）年7月の閣議決定により、武力攻撃に関する新しい3要件を打ち出し、これに対応した自衛隊法等の関連法律の改正・制定案を翌年国会に提出して成立させたが（前記前記第5部第3参照）、その法案審議の過程において、集団的自衛権に部分的に踏み込む法改正等ではあるものの従来の専守防衛路線を根本的に修正するものではないという趣旨の答弁

を行っており、このような政府の方針は今日まで変更がないものと考えられる。しかし、専守防衛とは「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使すること」（芦部信喜『憲法学Ⅰ 憲法総論』（有斐閣、1992）276頁）であるところ、上記「相手領域内で弾道ミサイル等を阻止する能力」という意味での敵基地攻撃能力の保有は、かかる専守防衛の方針から逸脱するおそれがある。加えて、一応は自国の自衛のためのものとされる敵基地攻撃能力の保有も、集団的自衛権のシステムに組み込まれる方法で利用されるおそれもあり、集団的自衛権に関する問題（前記第5部第3参照）と組み合わせることによって憲法9条からのより大きく逸脱する可能性が生じることだろう。

したがって、敵基地攻撃能力の保有は、必要最小限度の実力行使にとどまるものとはいえなくなり、自衛力ないし自衛権の限界を超え、憲法9条2項の「陸海空軍その他戦力」に当たるものとなるおそれがあると言わざるを得ない。

このような敵基地攻撃能力の保有に関する憲法問題

につき、東京弁護士会は、2021（令和3）年5月22日、四会憲法記念行事シンポジウム「改めて考える！『専守防衛』と憲法9条」を開催し、敵基地攻撃能力の保有と憲法9条との関係で「専守防衛」として許される範囲のものなのかなどの論点につき、様々な角度から検討を行った。

今日の日本は憲法9条につき「歯止めのない『解釈改憲』の道歩んでいる」（高橋和之『立憲主義と日

本国憲法 第5版』（有斐閣、2020年）67頁）という指摘がなされている。集団的自衛権に関する問題と同様に、敵基地攻撃能力の保有についても同様に「解釈改憲」のおそれの問題があるといえよう。さらに、敵基地攻撃能力の保有は、憲法改正の議論とも関係する問題であることから、引き続き当会において議論を重ねる必要性の高い問題である。